

満州事変と永田鉄山

川田 稔 (kawada@info.human.nagoya-u.ac.jp)
〔名古屋大学〕

Nagata Tetsuzan and the Manchurian incident

Minoru Kawada

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

Nagata Tetsuzan is known as one of the leading figures of the Imperial Army after the Manchurian incident. However, the full-scale research on him has not been done yet. This paper, therefore, as part of the research on the relations between Nagata and the Imperial Army, explores Nagata's action based on his vision and policies during the Manchurian incident. In 1929, just before the incident, Nagata gathered elite army officers and organized a group called "Isseki-kai." With the power of the group, Nagata influenced the central headquarters to cause Manchurian incident. Furthermore, he drove for the national reconstruction led by the Army. The background to his action was his own perspective on "total war."

Key words

imperial army, Isseki-kai, total war, Isihara Kanji, Wakatsuki Leijiro

1. はじめに

永田鉄山（1884年～1935年、明治17年～昭和10年）は、昭和初期陸軍における中堅幕僚層の中心的存在で、満州事変以降の陸軍を主導した人物の一人として知られている。彼は、陸軍大学卒業後、陸軍省整備局初代動員課長などを務めるとともに、一夕会系の中央幕僚グループをリードし、陸軍中堅幕僚層の中核的存在となった。満州事変を前後する時期には、軍務局軍事課長という実務上もっとも重要なポストについており、その後も、参謀本部第二部長（情報担当）、陸軍省軍務局長として陸軍中枢の要職にあった。しかし、軍務局長在任中の1935年（昭和10年）8月、執務室において刺殺された⁽¹⁾。

一夕会（1929年5月発足）は、満蒙問題の武力解決と陸軍中央の主要ポスト掌握などをめざしていた中堅幕僚グループで、永田はその指導的中心人物であった。一夕会メンバーは、後述するように、満州事変直前には陸軍中央および関東軍の主要ポストをほぼ掌握し、事変後も陸軍の枢要な地位に就いていく。

このように永田は、昭和陸軍において重要な役割をはたし、昭和前期政治史において軽視しえない位置を占めている。だが、現在までのところ永田に関する本格的な研究は、ほとんどみあたらない。そこで本稿では、永田鉄山と昭和陸軍についての研究の一環として、満州事変時の永田を取りあげ、その動きと構想を検討してみたい⁽²⁾。

まず、永田の経歴をもう少し詳しくみておこう。

1911年（明治44年）陸軍大学卒業後、永田は、連隊勤務や教育総監部をへて、第一次大戦前の1913年（大正2年）、

軍事研究のためドイツに派遣されたが、大戦勃発のため約一年で帰国。翌1915年（大正4年）デンマークおよびスウェーデン駐在となり約二年間滞在。帰国後、第一次大戦の調査を主要な任務とする臨時軍事調査委員の一員となった。そして、大戦終結後の1920年（大正9年）、オーストリア派遣のため三たび渡欧し、一年後、欧州滞在のまま、スイス駐在武官に任命された。そこで約二年の勤務のち帰国した。大戦を前後して、合計約六年間をヨーロッパとりわけドイツ周辺に駐在したことになる。

その間、スイス駐在武官在任中の1921年（大正10年）10月、ドイツのバーデン・バーデンにおいて、陸士一六期同期の小畠敏四郎（ロシア駐在武官）、岡村寧次（歩兵第一四連隊付、欧州出張中）らと会合、陸軍改革を申し合わせた。そこで、派閥の解消、人事刷新、軍制改革、総動員体制などについて盟約したとされている⁽³⁾。これが後の一夕会系の中堅幕僚グループ形成への起点となった。ただ、それ以前から、永田、小畠、岡村、東条英機（陸士一七期）の四人は、定期的に勉強会のような会合をもっていたようである⁽⁴⁾。

これらの時期、永田は国内では主に教育総監部に所属していたが、1923年（大正12年）帰国後まもなく陸軍大学兵学教官となり、翌年、陸軍省軍務局軍事課高級課員となった。その後、陸軍省整備局動員課長、第一師団歩兵第三連隊長などをへて、1930年（昭和5年）8月、陸軍省軍務局軍事課長のポストに就いた。満州事変の約一年前である。

その間、永田は、1926年（大正15年）4月、若槻礼次郎憲政会内閣下に設けられた国家総動員機関設置準備委員会の陸軍側幹事となり（当時軍事課高級課員）、同10月発足した陸軍省整備局の初代動員課長に任命された。それ以前から永田は、国家総動員関係の文書作成や講演会などの活

動に積極的に関わっており、当時永田を補佐した安井藤治（軍事調査委員）は「総動員機関準備をリードしたものは陸軍であり、永田中佐であった」と回想している⁽⁵⁾。ちなみに、前年、宇垣軍縮による陸軍四個師団削減がおこなわれた。これは国家総力戦への対応を念頭に、師団削減によって捻出した財源で軍機械化を推進しようとするもので、永田もこれに協力している。なお、1920年代後半から日本政府内で国家総動員準備問題が浮上するのは欧米での国家総動員関係立法の動きに対応してであった。

一方、永田、岡村、小畑らは会合をかね、1927年（昭和2年）頃、のちの一夕会につながる二葉会を発足させた。永田ら陸士一六期を中心に、河本大作、東条英機、板垣征四郎、山下奉文など陸軍中央の中堅幕僚20人程度が参加している。また、同年、二葉会にならって、陸士二二期の鈴木貞一参謀本部作戦課員ら少壮の中央幕僚グループによって木曜会が組織されるが、永田はそれにも関係している。木曜会の参加者は18人前後で、石原莞爾、根本博、村上啓作、土橋勇逸ら陸士二期から三四期が中心であったが、永田、岡村、東条も会員となっている。永田自身は2回ほどしか出席していないが、永田の腹心ともいいくべき東条が

付表1

陸軍省	
軍事課	補任課
課長・永田鉄山	課長・永田鉄山
課員・村上啓作	課員・村上啓作
支那班長・鈴木貞一	支那班長・鈴木貞一
外交班長・土橋勇逸	外交班長・土橋勇逸
課員・下山琢磨	課員・下山琢磨
課長・岡村寧次	課長・岡村寧次
課員・北野憲造	課員・北野憲造
課員・七田一郎	課員・七田一郎
課員・飯田貞固	課員・飯田貞固
課員・沼田多稼蔵	課員・沼田多稼蔵

整備本部	
参謀本部	局員・本郷義男
参謀本部	参謀本部
勤務課	勤務課
庶務課	庶務課
作戦課	作戦課
庶務課	庶務課
支那課	支那課
歐米課	歐米課
参謀本部部員	参謀本部部員
支那班長・岡田資	支那班長・岡田資
清瀬正美	清瀬正美
澄田勝四郎	澄田勝四郎

教育総監部	
第一課	第二課
課長・小笠原数夫	課長・磯谷廉介
高級参謀・板垣征四郎	高級参謀・板垣征四郎
作戦主任参謀・石原莞爾	作戦主任参謀・石原莞爾
奉天特務機関長・土肥原賢二	奉天特務機関長・土肥原賢二

たびたび出席し、重要な役割を果たしている。

一夕会は、この木曜会と二葉会が合流して、1929年（昭和4年）5月に結成された。岡村の日記には、「五月一六日……午後六時富士見軒にて中小佐級正義の士の第一回参集に列席す。予らの同人にて予の他永田、東条、松村参加し、一夕会と命名す⁽⁶⁾」、とある。構成員は40名前後で、陸士一期から二期にわたり、武藤章、田中新一など後の陸軍で重要な役割をはたす少壮幕僚もメンバーとなっている。一夕会はこの時、陸軍人事の刷新、満州問題の解決、荒木貞夫・真崎甚三郎・林銘十郎の非長州閥系三将官の擁立を取り決め、まず陸軍中央の重要ポスト掌握にむけて動いていく。永田はその中核的位置にあった。

同年8月、岡村が陸軍省人事局補任課長のポストにつく。補任課長は全陸軍の佐官級以下の人事にたいして大きな権限をもっていた。翌1930年（昭和5年）8月、永田が陸軍省軍務局軍事課長に就任。軍事課長は、軍政部門のみならず全陸軍における最も重要な実務ポストであった。さらに、満州事変直前の翌年8月には、陸軍省徵募課長に松村正員、同馬政課長に飯田貞固、同軍事課高級課員に村上敬作、参謀本部動員課長に東条英機などがついている。なお、1928年（昭和3年）10月に、石原莞爾が関東軍作戦主任参謀として、翌年5月には、板垣征四郎が関東軍高級参謀として満州に赴任している⁽⁷⁾。

満州事変開始時の陸軍中央および関東軍における一夕会系幕僚（二葉会、木曜会をふくむ）の配置は付表1のとおりである⁽⁸⁾。

付表2

満州事変勃発時	
の階級	の階級・年齢ポスト
（二歳十七才）	（二歳十七才）
（三歳十七才）	（三歳十七才）
（四歳十八才）	（四歳十八才）
（五歳十九才）	（五歳十九才）
（六歳二十才）	（六歳二十才）
（七歳二十一才）	（七歳二十一才）
（八歳二十二才）	（八歳二十二才）
（九歳二十三才）	（九歳二十三才）
（十歳二十四才）	（十歳二十四才）
（十一歳二十五才）	（十一歳二十五才）
（十二歳二十六才）	（十二歳二十六才）
（十三歳二十七才）	（十三歳二十七才）
（十四歳二十八才）	（十四歳二十八才）
（十五歳二十九才）	（十五歳二十九才）
（十六歳三十才）	（十六歳三十才）
（十七歳三十一才）	（十七歳三十一才）
（十八歳三十二才）	（十八歳三十二才）
（十九歳三十三才）	（十九歳三十三才）
（二十歳三十四才）	（二十歳三十四才）
（二十一歳三十五才）	（二十一歳三十五才）
（二十二歳三十六才）	（二十二歳三十六才）
（二十三歳三十七才）	（二十三歳三十七才）
（二十四歳三十八才）	（二十四歳三十八才）
（二十五歳三十九才）	（二十五歳三十九才）
（二十六歳四十才）	（二十六歳四十才）
（二十七歳四十一才）	（二十七歳四十一才）
（二十八歳四十二才）	（二十八歳四十二才）
（二十九歳四十三才）	（二十九歳四十三才）
（三十歳四十四才）	（三十歳四十四才）
（三十一歳四十五才）	（三十一歳四十五才）
（三十二歳四十六才）	（三十二歳四十六才）
（三十三歳四十七才）	（三十三歳四十七才）
（三十四歳四十八才）	（三十四歳四十八才）
（三十五歳四十九才）	（三十五歳四十九才）
（三十六歳五十才）	（三十六歳五十才）
（三十七歳五十一才）	（三十七歳五十一才）
（三十八歳五十二才）	（三十八歳五十二才）
（三十九歳五十三才）	（三十九歳五十三才）
（四十歳五十四才）	（四十歳五十四才）
（四十一歳五十五才）	（四十一歳五十五才）
（四十二歳五十六才）	（四十二歳五十六才）
（四十三歳五十七才）	（四十三歳五十七才）
（四十四歳五十八才）	（四十四歳五十八才）
（四十五歳五十九才）	（四十五歳五十九才）
（四十六歳六十才）	（四十六歳六十才）
（四十七歳六十一才）	（四十七歳六十一才）
（四十八歳六十二才）	（四十八歳六十二才）
（四十九歳六十三才）	（四十九歳六十三才）
（五十歳六十四才）	（五十歳六十四才）
（五十一歳六十五才）	（五十一歳六十五才）
（五十二歳六十六才）	（五十二歳六十六才）
（五十三歳六十七才）	（五十三歳六十七才）
（五十四歳六十八才）	（五十四歳六十八才）
（五十五歳六十九才）	（五十五歳六十九才）
（五十六歳七十才）	（五十六歳七十才）
（五十七歳七十一才）	（五十七歳七十一才）
（五十八歳七十二才）	（五十八歳七十二才）
（五十九歳七十三才）	（五十九歳七十三才）
（六十歳七十四才）	（六十歳七十四才）
（六十歳七十五才）	（六十歳七十五才）
（六十歳七十六才）	（六十歳七十六才）
（六十歳七十七才）	（六十歳七十七才）
（六十歳七十八才）	（六十歳七十八才）
（六十歳七十九才）	（六十歳七十九才）
（六十歳八十才）	（六十歳八十才）
（六十歳八十一才）	（六十歳八十一才）
（六十歳八十二才）	（六十歳八十二才）
（六十歳八十三才）	（六十歳八十三才）
（六十歳八十四才）	（六十歳八十四才）
（六十歳八十五才）	（六十歳八十五才）
（六十歳八十六才）	（六十歳八十六才）
（六十歳八十七才）	（六十歳八十七才）
（六十歳八十八才）	（六十歳八十八才）
（六十歳八十九才）	（六十歳八十九才）
（六十歳九十才）	（六十歳九十才）
（六十歳九十一才）	（六十歳九十一才）
（六十歳九十二才）	（六十歳九十二才）
（六十歳九十三才）	（六十歳九十三才）
（六十歳九十四才）	（六十歳九十四才）
（六十歳九十五才）	（六十歳九十五才）
（六十歳九十六才）	（六十歳九十六才）
（六十歳九十七才）	（六十歳九十七才）
（六十歳九十八才）	（六十歳九十八才）
（六十歳九十九才）	（六十歳九十九才）
（六十歳一百才）	（六十歳一百才）
（六十歳一百零一才）	（六十歳一百零一才）
（六十歳一百零二才）	（六十歳一百零二才）
（六十歳一百零三才）	（六十歳一百零三才）
（六十歳一百零四才）	（六十歳一百零四才）
（六十歳一百零五才）	（六十歳一百零五才）
（六十歳一百零六才）	（六十歳一百零六才）
（六十歳一百零七才）	（六十歳一百零七才）
（六十歳一百零八才）	（六十歳一百零八才）
（六十歳一百零九才）	（六十歳一百零九才）
（六十歳一百一十才）	（六十歳一百一十才）
（六十歳一百一十一才）	（六十歳一百一十一才）
（六十歳一百一十二才）	（六十歳一百一十二才）
（六十歳一百一十三才）	（六十歳一百一十三才）
（六十歳一百一十四才）	（六十歳一百一十四才）
（六十歳一百一十五才）	（六十歳一百一十五才）
（六十歳一百一十六才）	（六十歳一百一十六才）
（六十歳一百一十七才）	（六十歳一百一十七才）
（六十歳一百一十八才）	（六十歳一百一十八才）
（六十歳一百一十九才）	（六十歳一百一十九才）
（六十歳一百二十才）	（六十歳一百二十才）
（六十歳一百二十一才）	（六十歳一百二十一才）
（六十歳一百二十二才）	（六十歳一百二十二才）
（六十歳一百二十三才）	（六十歳一百二十三才）
（六十歳一百二十四才）	（六十歳一百二十四才）
（六十歳一百二十五才）	（六十歳一百二十五才）
（六十歳一百二十六才）	（六十歳一百二十六才）
（六十歳一百二十七才）	（六十歳一百二十七才）
（六十歳一百二十八才）	（六十歳一百二十八才）
（六十歳一百二十九才）	（六十歳一百二十九才）
（六十歳一百三十才）	（六十歳一百三十才）
（六十歳一百三十一才）	（六十歳一百三十一才）
（六十歳一百三十二才）	（六十歳一百三十二才）
（六十歳一百三十三才）	（六十歳一百三十三才）
（六十歳一百三十四才）	（六十歳一百三十四才）
（六十歳一百三十五才）	（六十歳一百三十五才）
（六十歳一百三十六才）	（六十歳一百三十六才）
（六十歳一百三十七才）	（六十歳一百三十七才）
（六十歳一百三十八才）	（六十歳一百三十八才）
（六十歳一百三十九才）	（六十歳一百三十九才）
（六十歳一百四十才）	（六十歳一百四十才）
（六十歳一百四十一才）	（六十歳一百四十一才）
（六十歳一百四十二才）	（六十歳一百四十二才）
（六十歳一百四十三才）	（六十歳一百四十三才）
（六十歳一百四十四才）	（六十歳一百四十四才）
（六十歳一百四十五才）	（六十歳一百四十五才）
（六十歳一百四十六才）	（六十歳一百四十六才）
（六十歳一百四十七才）	（六十歳一百四十七才）
（六十歳一百四十八才）	（六十歳一百四十八才）
（六十歳一百四十九才）	（六十歳一百四十九才）
（六十歳一百五十才）	（六十歳一百五十才）
（六十歳一百五十一才）	（六十歳一百五十一才）
（六十歳一百五十二才）	（六十歳一百五十二才）
（六十歳一百五十三才）	（六十歳一百五十三才）
（六十歳一百五十四才）	（六十歳一百五十四才）
（六十歳一百五十五才）	（六十歳一百五十五才）
（六十歳一百五十六才）	（六十歳一百五十六才）
（六十歳一百五十七才）	（六十歳一百五十七才）
（六十歳一百五十八才）	（六十歳一百五十八才）
（六十歳一百五十九才）	（六十歳一百五十九才）
（六十歳一百六十才）	（六十歳一百六十才）
（六十歳一百六十一才）	（六十歳一百六十一才）
（六十歳一百六十二才）	（六十歳一百六十二才）
（六十歳一百六十三才）	（六十歳一百六十三才）
（六十歳一百六十四才）	（六十歳一百六十四才）
（六十歳一百六十五才）	（六十歳一百六十五才）
（六十歳一百六十六才）	（六十歳一百六十六才）
（六十歳一百六十七才）	（六十歳一百六十七才）
（六十歳一百六十八才）	（六十歳一百六十八才）
（六十歳一百六十九才）	（六十歳一百六十九才）
（六十歳一百七十才）	（六十歳一百七十才）
（六十歳一百七十一才）	（六十歳一百七十一才）
（六十歳一百七十二才）	（六十歳一百七十二才）
（六十歳一百七十三才）	（六十歳一百七十三才）
（六十歳一百七十四才）	（六十歳一百七十四才）
（六十歳一百七十五才）	（六十歳一百七十五才）
（六十歳一百七十六才）	（六十歳一百七十六才）
（六十歳一百七十七才）	（六十歳一百七十七才）
（六十歳一百七十八才）	（六十歳一百七十八才）
（六十歳一百七十九才）	（六十歳一百七十九才）
（六十歳一百八十才）	（六十歳一百八十才）
（六十歳一百八十一才）	（六十歳一百八十一才）
（六十歳一百八十二才）	（六十歳一百八十二才）
（六十歳一百八十三才）	（六十歳一百八十三才）
（六十歳一百八十四才）	（六十歳一百八十四才）
（六十歳一百八十五才）	（六十歳一百八十五才）
（六十歳一百八十六才）	（六十歳一百八十六才）
（六十歳一百八十七才）	（六十歳一百八十七才）
（六十歳一百八十八才）	（六十歳一百八十八才）
（六十歳一百八十九才）	（六十歳一百八十九才）
（六十歳一百二十才）	（六十歳一百二十才）
（六十歳一百二十一才）	（六十歳一百二十一才）
（六十歳一百二十二才）	（六十歳一百二十二才）
（六十歳一百二十三才）	（六十歳一百二十三才）
（六十歳一百二十四才）	（六十歳一百二十四才）
（六十歳一百二十五才）	（六十歳一百二十五才）
（六十歳一百二十六才）	（六十歳一百二十六才）
（六十歳一百二十七才）	（六十歳一百二十七才）
（六十歳一百二十八才）	（六十歳一百二十八才）
（六十歳一百二十九才）	（六十歳一百二十九才）
（六十歳一百三十才）	（六十歳一百三十才）
（六十歳一百三十一才）	（六十歳一百三十一才）
（六十歳一百三十二才）	（六十歳一百三十二才）
（六十歳一百三十三才）	（六十歳一百三十三才）
（六十歳一百三十四才）	（六十歳一百三十四才）
（六十歳一百三十五才）	（六十歳一百三十五才）
（六十歳一百三十六才）	（六十歳一百三十六才）
（六十歳一百三十七才）	（六十歳一百三十七才）
（六十歳一百三十八才）	（六十歳一百三十八才）
（六十歳一百三十九才）	（六十歳一百三十九才）
（六十歳一百四十才）	（六十歳一百四十才）
（六十歳一百四十一才）	（六十歳一百四十一才）
（六十歳一百四十二才）	（六十歳一百四十二才）
（六十歳一百四十三才）	（六十歳一百四十三才）
（六十歳一百四十四才）	（六十歳一百四十四才）
（六十歳一百四十五才）	（六十歳一百四十五才）
（六十歳一百四十六才）	（六十歳一百四十六才）
（六十歳一百四十七才）	（六十歳一百四十七才）
（六十歳一百四十八才）	（六十歳一百四十八才）
（六十歳一百四十九才）	（六十歳一百四十九才）
（六十歳一百五十才）	（六十歳一百五十才）
（六十歳一百五十一才）	（六十歳一百五十一才）
（六十歳一百五十二才）	（六十歳一百五十二才）
（六十歳一百五十三才）	（六十歳一百五十三才）
（六十歳一百五十四才）	（六十歳一百五十四才）
（六十歳一百五十五才）	（六十歳一百五十五才）
（六十歳一百五十六才）	（六十歳一百五十六才）
（六十歳一百五十七才）	（六十歳一百五十七才）
（六十歳一百五十八才）	（六十歳一百五十八才）
（六十歳一百五十九才）	（六十歳一百五十九才）
（六十歳一百六十才）	（六十歳一百六十才）
（六十歳一百六十一才）	（六十歳一百六十一才）
（六十歳一百六十二才）	（六十歳一百六十二才）
（六十歳一百六十三才）	（六十歳一百六十三才）
（六十歳一百六十四才）	（六十歳一百六十四才）
（六十歳一百六十五才）	（六十歳一百六十五才）
（六十歳一百六十六才）	（六十歳一百六十六才）
（六十歳一百六十七才）	（六十歳一百六十七才）
（六十歳一百六十八才）	（六十歳一百六十八才）
（六十歳一百六十九才）	（六十歳一百六十九才）
（六十歳一百七十才）	（六十歳一百七十才）
（六十歳一百七十一才）	（六十歳一百七十一才）
（六十歳一百七十二才）	（六十歳一百七十二才）
（六十歳一百七十三才）	（六十歳一百七十三才）
（六十歳一百七十四才）	（六十歳一百七十四才）
（六十歳一百七十五才）	（六十歳一百七十五才）
（六十歳一百七十六才）	（六十歳一百七十六才）
（六十歳一百七十七才）	（六十歳一百七十七才）
（六十歳一百七十八才）	（六十歳一百七十八才）
（六十歳一百七十九才）	（六十歳一百七十九才）
（六十歳一百三十才）	（六十歳一百三十才）
（六十歳一百三十一才）	（六十歳一百三十一才）
（六十歳一百三十二才）	（六十歳一百三十二才）
（六十歳一百三十三才）	（六十歳一百三十三才）
（六十歳一百三十四才）	（六十歳一百三十四才）
（六十歳一百三十五才）	（六十歳一百三十五才）
（六十歳一百三十六才）	（六十歳一百三十六才）
（六十歳一百三十七才）	（六十歳一百三十七才）
（六十歳一百三十八才）	（六十歳一百三十八才）
（六十歳一百三十九才）	（六十歳一百三十九才）
（六十歳一百四十才）	（六十歳一百四十才）
（六十歳一百四十一才）	（六十歳一百四十一才）
（六十歳一百四十二才）	（六十歳一百四十二才）
（六十歳一百四十三才）	（六十歳一百四十三才）
（六十歳一百四十四才）	（六十歳一百四十四才）
（六十歳一百四十五才）	（六十歳一百四十五才）
（六十歳一百四十六才）	（六十歳一百四十六才）
（六十歳一百四十七才）	（六十歳一百四十七才）
（六十歳一百四十八才）	（六十歳一百四十八才）
（六十歳一百四十九才）	（六十歳一百四十九才）
（六十歳一百五十才）	（六十歳一百五十才）
（六十歳一百五十一才）	（六十歳一百五十一才）
（六十歳一百五十二才）	（六十歳一百五十二才）
（六十歳一百五十三才）	（六十歳一百五十三才）
（六十歳一百五十四才）	（六十歳一百五十四才）
（六十歳一百五十五才）	（六十歳一百五十五才）
（六十歳一百五十六才）	（六十歳一百五十六才）
（六十歳一百五十七才）	（六十歳一百五十七才）
（六十歳一百五十八才）	（六十歳一百五十八才）
（六十歳一百五十九才）	（六十歳一百五十九才）
（六十歳一百六十才）	（六十歳一百六十才）
（六十歳一百六十一才）	（六十歳一百六十一才）
（六十歳一百六十二才）	（六十歳一百六十二才）
（六十歳一百六十三才）	（六十歳一百六十三才）
（六十歳一百六十四才）	（六十歳一百六十四才）
（六十歳一百六十五才）	（六十歳一百六十五才）
（六十歳一百六十六才）	（六十歳一百六十六才）
（六十歳一百六十七才）	（六十歳

また、同じく、満州事変直前の1931年（昭和6年）8月、一夕会が擁立しようとしていた将官の一人荒木貞夫が、中央要職の教育総監部本部長に就任する。

なお、一夕会主要メンバーのその後の経歴は付表2のとおり⁽⁹⁾。

2. 1920年代の永田構想と満州事変前夜

さて、満州事変時の永田の検討に入る前に、その前提となる1920年代の永田の構想を簡単にみておこう。

永田は、第一次世界大戦の経験から、今後、近代工業国間の戦争は国家総力戦となる可能性が高く、したがって國家総動員が必須だと考えていた。

第一次大戦（1914年～1918年）は、戦車、航空機など機械化兵器の本格的な登場によって、戦闘において人力より機械のはたす役割が決定的となり、そこから兵員のみならず兵器・機械生産工業とそれをささえる人的物的資源を総動員し、国の総力をあげて戦争遂行をおこなう国家総力戦となつた。したがってこれ以後、近代工業国間の戦争は不可避的に、膨大な人員と物資を投入する長期持久の国家総力戦となることが予想された。

第一次大戦前後約6年にわたるヨーロッパ滞在などから、永田は、大戦によって戦争の性質が大きく変化し、戦車・飛行機などの「新兵器」を大規模に使用する機械戦への移行、戦争規模の飛躍的拡大、それらを支える膨大な軍需物資の必要などによって、各国は陸海軍のみならず「国家社会の各方面」にわたって戦争遂行のための動員すなわち「国家総動員」をおこなう国家総力戦となつたことを認識していた。そして、日本もそれへの対応が必須で、今後戦争が起こるとすれば、「国を挙げて抗戦する覚悟」を要し、それには国家総動員が求められると主張していた。

すなわち、まず永田は、大戦において、戦車、飛行機、大口径長距離砲、毒ガスなど新兵器、新軍事技術によって「物質的威力」が飛躍的に増大し、それへの対応が喫緊の課題として迫られることとなるとみていた。これらの新兵器はきわめて強大な破壊力を有し、その物質的威力にたいしては、旧来の兵器や編制のままでは、いかに「教育訓練の優良な多数の将卒」でも、まったく対抗できない。新兵器など装備の改良とそれに対応する軍事編制の改変、強力な兵器の大量配置によって、「軍の物質的威力」の向上を図らなければならない、と。

それとともに、国家総力戦遂行のための準備の必要性を、次のように論ずる。これまでのよう常備軍と戦時軍動員計画のみでは「現代国防の目的」は達せられない。さらに進んで、「戦争力化し得べき一国の人的物的有形無形一切の要素を統合組織運用」しなければならない。つまり、大戦における欧米の総動員経験の検討からして、戦時の軍動員計画のみならず平時における国家総動員のための準備と計画が必要だというのである。

永田によれば、国家総動員とは、国家が利用しうる人的物的「あらゆる資源」を組織的に統合し、それを運用することによって、「最大の国家戦争力を發揮する事業」であつ

た。この総力戦の遂行のための国家総動員には、兵器生産のための工業生産力が重要であり、その強化と「産業動員」「工業動員」がはかられなければならないが、それとならんで重要なのは、必要資源とりわけ不足原料資源の確保であった。

さらに、平時には、国家総力戦の物的遂行能力を高めるためにも、工業生産力の強化が必要であり、それには「国際分業」を前提とした欧米諸国との経済や技術の交流を要する。だが、実際に戦争が予想される事態となれば、国家総力戦遂行に必要な原料資源を持続的に供給しうる、「自給自足」の体制をとることが必須となる。こう永田は考えていた。

だが永田のみるところ、日本の版図内における国防資源は極めて貧弱で、「重要国防資源の自給を許さぬ悲しまべき境涯」にあり、したがって自国領の近辺において必要な資源を確保しておかなければならぬとの判断をもっていた。この不足資源の供給先として、永田においては、満蒙をふくむ中国大陸の資源が強く念頭におかれていた。

永田は、主要な軍需不足資源について、ことに中国資源と関係の深いものについて検討をおこなっている。そこでは、鉄鉱、鉄、鋼、鉛、錫、亜鉛、銻、水銀、アルミニウム、マグネシウム、石炭、石油、塩、羊毛、牛皮、綿花、馬匹、の17品目の重要な軍需生産原料をとりあげ、それぞれについて、軍事用の用途、帝国内での生産の概況、「満蒙」「北支那」「中支那」の各地域で利用しうる概算量、それぞれの資源の需給にかんする「観察」、が記されている。ちなみに、この17品目は重要な軍需資源をほとんど網羅している。

たとえば、鉄鉱について次のように記されている。本土で7万トン、朝鮮で35万トン産出し、百数十万トンを中国などから輸入している。満蒙において産額は多くはないが埋蔵量すこぶる多く、北支は産額相当にあり、中支もすこぶる多い。したがって観察として、「資源豊富にして且つ近き支那に之を求めざるべからず」としている。また、石炭は、帝国内で3千数百万トン産出するが、優良炭に乏しい。満蒙、北支、中支ともに、産額すこぶる多く、優良炭は、北中支に多い。「戦時不足額は殆んど満蒙及北支那のみにて補足し得るが如し。優良炭の一部は中支那より取得するを要すべし」との観察である。

このように17品目について検討をおこない、それら不足軍需資源のほとんどについて、満蒙および華北・華中からの供給によって確保可能であり、また観察として、そこからの取得が必要だとされている。そして、「これを子細に観察せば、帝国資源の現状に鑑みて官民の一一致して向かふべき途、我国として満蒙に向かふべき態度などが、不言不語の間に吾人に何らかの暗示を与ふるのを感じるであらう⁽¹⁰⁾」、とのコメントを残している。

すなわち、永田にとって、中国問題は基本的には国防資源確保の観点から考えられ、満蒙および華北・華中が、その供給先として重視されていた。しかも、永田は戦争は不可避だと考えていた。

1920年代の永田の構想は、このようなものであった⁽¹¹⁾。

さて、前述のように、満州事変約二年前に発足した一夕会は、永田らを中心に、陸軍中央の主要実務ポストの掌握と満州問題の武力解決などに着手し、満州事変直前には、陸軍中央および関東軍の重要なポストを掌握していた。なお、一夕会の一つの母体となった木曜会において、1928年（昭和3年）3月、「帝国自存の為、満蒙に完全な政治的権力を確立するを要す」として、満蒙領有方針とそのための戦争準備を申し合わせている。張作霖爆殺事件の3ヶ月前である。この3月の会合には永田は出席していないが、東条が満蒙領有の方向で議論をまとめ、その後12月の会合で、方針が再確認されたさいには岡村も出席し、それを前提に積極的に発言している⁽¹²⁾。

ちなみに、方針決定のさい東条は、軍の戦争準備は「対露戦争」を主体とし、その第一期の目標を「満蒙に完全なる政治的勢力を確立する」ことに置くこと、そのさい「対支戦争準備」は大なる顧慮を要せず、「単に資源獲得を目指す」とすること、などを主張している。当時東条は永田の腹心ともいべき存在であり、この発言は先のような永田の構想にそつたものであった。また永田の盟友岡村もとくに異議をとなえていないことなどから、このような木曜会の方針は、永田の考えでもあったのではないかと思われる。ただこの方針は、その実行時期を別に定めていなかつた⁽¹³⁾。

しかし、浜口雄幸首相遭難当日の1930年（昭和5年）11月14日、幣原喜重郎外相は、陸軍を含めた関係機関に、「満州における鉄道問題に関する件」と題する方針案を示した。

そこでは、日中間の「共存共榮」の観点から「支那側の感情融和を図り」、満鉄競争線については、満鉄に「致命的影響」をあたえるものは「阻止」すべきだが、それ以外の既設線については、連絡協定を締結して、これまでの「抗議を撤回」すること。その他の路線については、むしろ「支那側の建設に援助を与える」こととすること。そして、田中内閣期に建設を認めさせたいわゆる満蒙五鉄道についても、そのうち洮南・索倫線、延吉・海林線、吉林・五常線の三鉄道は「支那側の自弁敷設に委せ」、残りの二鉄道についても基本的には当面権利留保に止めること、など融和的な方向が提案されていた。

これに対して、12月3日、陸軍省側から一部修正のうえで同意する旨の回答がなされた。この時の陸軍側の回答について、額面どおり外務省案に基本的には同意したものとする理解が多い。だが、その時の小磯国昭陸軍省軍務局長による意見書は、次のようなものであった。

中国側の対満鉄政策は「政治的見地」からのもので、方針案のいうような「共存共榮」は不可能であり、中国側の日本への「対抗競争」を「断念」させるような処置を講じなければならない。しかしながら、「満州の現状はこの大方針の実現を待つを許さざるもの」があり、それゆえ「応急の策」として、外務省案に一部修正を加えて同意する⁽¹⁴⁾。

すなわち、外務省方針である日中間の共存共榮は不可能

だとして、基本的には外務省の融和姿勢に事實上の反対を表明したうえで、さしあたりの当面の処置としては同意するとしているのである。

あまり指摘されていないが、この幣原外相提案は、じつは陸軍にとって重大な内容をふくんでいた。田中内閣期に、山本条太郎満鉄社長が張作霖に満鉄請負契約による建設を認めさせた満蒙五鉄道のうち、洮南・索倫線、延吉・海林線、吉林・五常線は、東方会議のさいの外務省案にはふくまれておらず、その建設は、対ソ戦準備を主眼とする陸軍側の強い意向によるものであった。ことに洮南・索倫線は、東方会議でも陸軍と外務省との対立の焦点となつた⁽¹⁵⁾。幣原案はその三線をすべて中国側の自弁鉄道に任せ、他の二線も権利留保などに止めようとするものだったのである。おそらく陸軍官僚にとっては、とうてい認められない内容であったと思われる。

したがって、陸軍側の同意は、文字どおり「応急」の回答としてであり、少なくとも中堅幕僚層は、この時点で、民政党内閣の外交路線いわゆる幣原外交に、基本的に見切りをつけたと考えられる。この時、事案の主務担当は軍務局軍事課であり、その責任者は永田鉄山軍事課長であった。永田は、同年8月に歩兵第三連隊長から軍事課長のポストに移ってきていた。

ちなみに、基本的に政党政治に協力的な姿勢であった宇垣一成陸相も、陸軍側回答の前日の日記に、「此権利〔満蒙における日本の権利〕が侵害され蹂躪せらるることは帝国の満蒙発展が妨害され阻止されることになる。夫れは帝国の存立上容認さるべきではない」と記している。さらに、その約一週間後の12月10日にも、満蒙に鉄道を建設しようとすれば「経済的に有利有望の路線」は沢山あるのに、中国側は「何を好んで満鉄包囲策を夢みて政治的紛争を求むるのか」としている⁽¹⁶⁾。

ここには外務省案について直接言及されておらず、満蒙五鉄道問題などその全体に対する宇垣の判断は不明である。この頃、宇垣は中耳炎のため静養中で、阿部信行が陸相代理を務めており（12月10日まで）、外務省案や陸軍側回答そのものを見ていたかどうかも確認できない。だが、少なくとも「満鉄包囲策」すなわち外務省が一部抗議を撤回しようとしている満鉄競争線は容認できないとの姿勢であり、幣原外相案とは少なからぬ距離があったといえよう。

翌1931年（昭和6年）3月、満蒙問題の根本的解決の必要を主張する、参謀本部第二部「昭和六年度情勢判断」が作成され⁽¹⁷⁾、4月、省部での正式承認を受け、関東軍など関連各機関にも通知された。同年6月、その対策案を検討するための、いわゆる五課長会議が発足。一年後を目途に満蒙での武力行使にむけて準備をおこなう旨の「満州問題解決方針の大綱」を決定した。五課長会議は、建川美次参謀本部第二（情報）部長を委員長に、永田陸軍省軍務局軍事課長、岡村寧次同人事局補任課長、山脇正隆参謀本部編成課長、渡久雄同欧米課長、重藤千秋同支那課長からなり、同8月からは、山脇に代わった東条英機編成課長が入り、

今村均参謀本部作戦課長、磯谷廉介教育総監部第二課長も加わった。ちなみに、7人の課長のうち、永田、岡村、渡、東条、磯谷の5人が一々会メンバーである。満州事変勃発後も、この七課長会議が、内閣の不拡大方針の意向をくむ南次郎陸軍大臣や金谷範三参謀総長に抗しながら、独立政権樹立から満州国建国の方向で幕僚レベルでの陸軍中央の方針案を提起していくことになる⁽¹⁸⁾。なお、岡村の日記によれば、両課長会議による各種の原案作成には建川は全く加わっていない。今村は後の談話で、建川が中心をしているが⁽¹⁹⁾、それは委員長という職責上のことであり、実質は上記の各課長によって動かされていたと思われる。

また、同年4月13日、浜口雄幸首相の体調悪化によって浜口民政党内閣が総辞職し、翌日、第二次若槻礼次郎民政党内閣が成立した。これにともなって、陸相は宇垣一成から南次郎に代わった。参謀総長は金谷範三のままで、南、金谷とともに宇垣系であった。

さて、「昭和六年度情勢判断」は、建川参謀本部第二部長のもとに、渡欧米課長、重藤支那課長、橋本欣五郎ロシア班長、根本博支那班長ら第二部の中心メンバーによって策定された。その所在は現在のところ不明であるが、そこには、国際情勢の分析判断とともに、満州問題解決の必要性の主張と、その方策として第一段階の中国主権下での親日独立政権樹立案、第二段階の独立国家建設案、第三段階の満蒙領有案が記されていたと推定される⁽²⁰⁾。

ちなみに、情勢判断作成の責任者であった建川第二部長は、同時期の師団長会における講演で、「国際情勢を総合観察するに、満蒙に対する帝国の積極的進出は速に之を決行するに於て我に有利⁽²¹⁾」との発言をしている。

また、二宮治重参謀次長は、後の書簡で、「満州事変解決の為には、中央部に於ては、近く両三年の間に於て其事を篤と国民に了解せしめ、之と共に政府を指導鞭撻して國論を固め、又軍部としては対支米露の作戦準備を整へ、且此間支那の暴慢増長と共に満蒙の真相を列強に正解せしめ、然る後好機を捉へて断然立つ如くするを可なりとし、情勢判断を確立⁽²²⁾」した旨を記している。

おそらく情勢判断はこのような内容を含んでいたものと思われる。

また、先の中心メンバーのうち、渡、根本の2人は一々会員であり、その意向が何らかのかたちで反映されていたものと考えられる⁽²³⁾。なお、橋本の戦前手記によれば、その結論部分には「満州は処理せざるべからず。政府に於て軍の意見に従わざる場合は断然たる処置に出るの覚悟を要す」旨が付言されていたという⁽²⁴⁾。

五課長会議については、岡村の日記に次のようにある。

「六月一日

参謀本部情勢判断対策に関し、実行案を練るため、本省にて、永田と予[岡村]、參本にて渡、山脇、重藤、三大佐、計五人、内密の委員を非公式に命ぜられ、本日第一回会合を偕行社に開き、第一着手の方針を協議す。⁽²⁵⁾」

この会議の発足は、当時の参謀本部の公式記録『参謀本部歴史⁽²⁶⁾』にも記されている。したがって五課長会議は、内密ではあるが正式の機関であったといえる。

その後会議は、西銀座の木下旅館、国本社などで続けられた。

「六月一九日

午後四時より、永田、渡、山脇と四人して国本社一室にて、例の国策研究対満蒙方針の原案略々なる。」

この対満蒙方針の原案に検討が加えられ、「満州問題解決方針の大綱」となった。

その主要な内容は、

一、満州に於ける張学良政権の排日方針の緩和に、外務省とも協力してつとめる。

一、にもかかわらず排日行動が発展すれば、ついに「軍事行動の已むなきに至る」ことがある。

一、満州問題の解決には、内外の理解をえることが絶対に必要である。

一、軍事行動に必要な兵力は、関東軍と作戦部が協議して計画する。

一、内外の理解をえるための施策は、「約一ヶ年即ち来年春迄」を期間とし、その実施に周到を期す。

一、関東軍首脳部に、「来る一年間は隠忍自重」のうえ、排日紛争に巻き込まれないように努めさせる。

というもので、陸軍省・参謀本部首脳の承認をえ、関東軍にも伝達された⁽²⁷⁾。

実質的に、一年後を目途に満蒙での武力行使にむけて準備をおこなう旨が決められたのである⁽²⁸⁾。しかし、実際は、後述するように、一年後を待たずに、約3ヶ月後の9月中旬、柳条湖事件がおこる。

さて、具体的に満蒙での武力行使にむけて準備をおこなう方針を示した「満州問題解決方針の大綱」のあと、永田ら五課長会議は、同1931年(昭和6年)7月、軍司令官・師団長会議での陸相訓示案を作成した。そこでも満蒙問題について、「満蒙の地が……帝国の生存発展上極めて密接なる関係を有するものあるに拘わらず、近時該方面の情勢が帝国にとりて甚だ好ましからざる傾向を辿り、むしろ事態の重大化を思わしむるものあるは真に遺憾とするところなり」と、とくに言及してある。8月、陸相訓示が公表されるや、この部分は、満蒙問題をことさら重大化せしめるもの、として各新聞や与党民政党などから強い非難を受けた。

また、その前年11月、永田軍事課長は満州出張の際に、攻城用の二四粍榴弾砲の送付を石原らに約束し、翌年7月に据え付けがおこなわれた⁽²⁹⁾。

関東軍の石原完爾作戦主任参謀、板垣征四郎高級参謀らは、かねてから満蒙問題解決のための軍事行動と全満州占領を考えていた。1929年(昭和4年)6月、石原は「関東

「軍満蒙領有計画」を立案。1931年（昭和6年）5月には、満蒙問題の解決策は「満蒙を我領土とする」ことであり、「謀略により機会を作製し軍部主導となり国家を強引す」べきだとする「満蒙問題私見」を作成した⁽³⁰⁾。石原・板垣らは、これらに基づき、同年6月ごろには、柳条湖での謀略から戦闘行為を開始すべく計画準備を本格化し、9月下旬決行を決めていたとされる⁽³¹⁾。

ただ、この計画に参画していたのは、関東軍幕僚では立案者の石原、板垣のみで、そのほか、花谷正奉天特務機関補佐官、今田新太郎参謀本部付張学良軍事顧問補佐官、三谷清奉天憲兵分隊長、実行部隊を率いる川島正独立守備隊第二大隊第三中隊長、小野正雄同第一中隊長ら少数であった⁽³²⁾。

さて、1931年（昭和6年）7月末から8月始めにかけて、板垣・関東軍高級参謀が、新しく関東軍司令官として赴任する本庄繁に随行するため帰国した。その時、岡村の日記によれば、少なくとも、8月3日に板垣は岡村と二人で会っている⁽³³⁾。この時何が話し合われたのかは不明だが、鉄道爆破の9月決行についても、何らかのかたちで情報の交換がおこなわれたであろうことは十分考えられる。

同年8月4日、軍司令官・師団長会議終了後、料亭「湖月」において、林銑十郎朝鮮軍司令官、本庄繁・関東軍司令官、真崎甚三郎台湾軍司令官と、陸軍省の杉山元陸軍次官、小磯軍務局長、永田軍事課長、参謀本部の二宮治重参謀次長、建川第一部長（八月一日第二部長から転任）、橋本虎之助第二部長、重藤支那課長、渡欧米課長、根本支那班長、橋本（欣）ロシア班長その他による会合がおこなわれた。林に随行した朝鮮軍参謀神田正種の戦後の手記によれば、そこで満州問題の解決などについて応答がなされたが、その二次会に残った課部員級のもの間で、「中央の司令を待つて居たのでは到底駄目だ。出先でやれ。やつた以後はおれ達が頭〔上層部〕を動かす」との申し合わせがなされたという。この会合には板垣も出席していたようである⁽³⁴⁾。

これにあわせて、軍中央から、関東軍にも、通常の作戦計画に加えて、有事の場合の中国軍に対する作戦準備が指示された。それに対して関東軍では、「非常の場合には東北における政治的中心である奉天付近の支那側の軍隊の精銳をまずたたく」方針がとられ、奉天（瀋陽）に二時間以内に全力を集中させる輸送計画が作られた。もちろんこれは関東軍としての正規の計画であり、かならずしも謀略などによる作為的有事を前提にしたものではなかった⁽³⁵⁾。だが、石原・板垣らは、前述のように、すでに謀略による有事創出を画策していたのである。

なお、その間にいわゆる三月事件が起こっている。「昭和六年度状勢判断」が作成された頃である。よく知られているように、重藤千秋参謀本部支那課長や橋本欣五郎同ロシア班長らを中心とする佐官級中央幕僚将校と大川周明ら民間右翼が、宇垣陸相を首班とする軍事政権を樹立しようとしたクーデター計画で、最終的に宇垣の同意がえられず未遂に終わった。この計画には、二宮参謀次長、建川第二

部長、小磯軍務局長も賛同していたとみられる。当時、浜口首相の遭難のあと幣原喜重郎外相が首相臨時代理をつとめていたが、彼の失言による議会の混乱などが生じていた。しかし、3月10日、浜口首相が病体をおして復帰し、事態は一応沈静化する状況にあった。

計画は、永田軍事課長や岡村補任課長にも伝わったが、岡村の日記によれば、彼らは当初から「慎重を勧告」し、「最初より軍最高首脳が同意せざるべきを判断して戒め」たという⁽³⁶⁾。

ただ、この時、永田がいわゆるクーデター計画書「永田メモ」を作成したとして、のちに陸軍内で問題となった。この永田メモの作成は、小磯軍務局長が、大川から聞き取った計画案について計画の首尾一貫性の検討を命じたことによるもので、小磯の証言によれば、そのさい永田は次のように答えている。

「大川博士の暴挙計画に関しては予〔永田〕は仄聞はあるも、此の如き暴挙は断じて不可なり。然れども局長が計画の首尾一貫性を検討せよと命ぜらる以上、好むところにあらざるも検討はすべし。但し此の如き考案には絶対反対なることを言明す。……原計画は無謀にして且支離滅裂なり。強いて之に一貫性を付与するものとせば、寧ろ此の如く修正するを適當とすべきも、元來着想の根本に於て不純性あり。要するに此の如き計画を実行するは絶対不可なる旨を再言す。」⁽³⁷⁾

なお、のちに流布された『所謂十月事件に関する手記』によれば、三月事件のさい橋本ロシア班長が二宮参謀次長よりえた情報として、宇垣の乗り出しに賛成している軍部首脳の一人に永田の名前があげられている。この点について、実際に永田が一時賛成したのか、あるいは橋本の虚報によるものか、真偽は確認できない。

一方、7月上旬、長春北方の万宝山で、朝鮮人入植者と中国側農民との紛争に、日本の領事館警察、中国保安隊が関与して衝突が起こり、これが朝鮮での中国人排斥暴動、中国での激しい排日非難に発展した。

そのようななかで、中村震太郎大尉（参謀本部兵要地誌班員）、井杉延太郎予備役曹長らが、満州北西部の興安嶺方面での軍事地誌調査中に行方不明となり、同地方での情報収集がおこなわれたが、すでに現地の中国側兵士に6月下旬に殺害されていたことが明らかとなった。このことは一般にはしばらく伏せられていたが、8月17日、記事解禁となり各新聞が一斉に事件を報じた。陸相訓示を対満危機感をあおるものとして非難していた有力紙も、多くは対中國強硬姿勢を示した。

関東軍は実力捜索をおこなうべく歩砲連合部隊の装甲列車を準備したが、軍中央に阻止された。このとき石原・関東軍主任参謀は永田軍事課長に抗議の書簡を送っている（8月12日付）⁽³⁸⁾。そこで石原は、この問題の処理を「軍部の力により最短期間に成功」すれば、「軍部主導となり満蒙問題を解決する第一歩」となりえた。中央部の出先に対

する態度は冷淡といわざるをえず、今後は第一線の意見を尊重しその活動に任せるべきだ、との意見を述べている。これに対する永田の返信類は残されていない。ただ、文面上では、石原にはこの問題で満蒙での全面的軍事行動に移る意志はなかったようである。すでに9月下旬の謀略決行が準備されていたからであろうか。

なお、政友会筆頭総務の森恪は、8月31日、「国力の發動」を主張する満蒙視察報告を党幹部らの会合でおこなっている⁽³⁹⁾。また、『東京朝日新聞』も、9月8日、「国策發動の大同的協力」を希望する旨の社説を掲載した。

さらに、『時事新報』の報道によれば、9月11日、外務省・陸軍省・海軍省・参謀本部・海軍軍令部の満蒙関係課長からなる「十日会」の会合がおこなわれ、永田軍事課長より、中村事件についての報告をうけたのち、「満蒙各地の不安を除去するため、中村事件を機として、鉄道交渉を初め懸案の諸問題を一切解決する」ことに意見一致している⁽⁴⁰⁾。

同じころ、8月の人事異動で、参謀本部で実務上最も重要なポストである作戦課長に、今村均陸軍省徵募課長が転任した。これは永田の意向によるものであった。永田は部隊への転出を希望する今村を説得するため、直接彼を訪ね、「満蒙問題はそれこそ命がけの仕事だ。……気心の知れている者同士なら遠慮なく意見も披露し合えるし、又力もあわせ得る。……君も進んで難局に当たってくれないか」と説いている⁽⁴¹⁾。今村は一々会員ではないが、軍務局とともに課長として勤務し、永田から評価されていたものと思われ、作戦課長就任後、七課長会議のメンバーとなり、のちの統制派の母体となる永田グループにも加わっている⁽⁴²⁾。

今村は、作戦課長転任時、建川第一（作戦）部長から、先の「満州問題解決方針の大綱」を手渡され、それに基づく作戦上の具体化案を8月いっぱい作り上げるよう指示を受けた。この時、建川は、政策上の具体化案については永田軍事課長に作成を指示する旨を付言している⁽⁴³⁾。後述するように、柳条湖事件時、建川は関東軍の行動開始を9月27日と考えていたようであるが、ここで具体案作成の期限を8月末としているところからみて、このころには満州での9月下旬決行計画を承知していたものと思われる。

さて、すでにふれたように、石原、板垣らは、9月下旬謀略決行を計画していたが、9月上旬、奉天領事館から外務省に、関東軍少壮士官が満州で事を起こす計画中である旨の連絡が入った。9月11日には、昭和天皇から南陸相に軍紀に關し下問がなされた。陸軍の動きを危惧する元老西園寺公望の意向によるものであった。9月14日、関東軍三宅参謀長から建川第一部長らに現状視察の依頼があり、また、張学良から中村震太郎大尉事件への遺憾の意と平和的解決の意志が伝えられた。省部首脳会議は、天皇の意向も考慮して、建川に関東軍の動きを抑えるため満州行きを命じた。

翌15日、林九治郎奉天総領事から幣原喜重郎外相に、関東軍が近く軍事行動を起こすとの緊急の情報が入り、幣原

は南陸相に、このようなことは「断じて黙過する訳にはいかない」と強く抗議した。南陸相と金谷参謀総長は、この申し入れもあり、あらためて建川に武力行使を差しひかえさせるよう指示。建川はその日に北九州経由で満州に向かった。この時点で建川自身は関東軍の武力行使は27日と考えていたという⁽⁴⁴⁾。

またこのような軍中央の動きについて、橋本らから連絡を受けた関東軍の石原・板垣らは、急きょ決行日時を18日夜に繰り上げた。

3. 柳条湖事件

建川が奉天に到着して数時間後の、9月18日午後10時20分頃、柳条湖付近の満鉄線路が爆破され、ここに満州事変が始まった。

すぐに関東軍独立守備隊歩兵第二大隊が北大営を、第二師団歩兵第二九連隊が奉天城を攻撃。19日午前1時過ぎ、各部隊にも攻撃命令が発せられ、朝鮮軍にも救援を要請した。19日朝までに日本軍は北大営・奉天城を制圧、同日中に長春・奉天（瀋陽）・營口・安東など満鉄沿線の八つの南満主要都市を占領した。

東京の陸軍中央には、19日午前1時過ぎ、「暴戾なる支那軍隊」が「満鉄線を破壊」し、日中間の部隊衝突が起きた旨の第一報が奉天より届いた。続いて午前2時、中国軍が満鉄線を「爆破」し、日下交戦中の第二報が入り、その後も入電は続いた。

午前7時、陸軍省・参謀本部合同の省部首脳会議が開かれ対策が協議された。出席者は、陸軍省から、杉山元次官、小磯国昭軍務局長、参謀本部から、二宮治重参謀次長、梅津美次郎総務部長、今村均作戦課長（建川第一部長代理）、橋本虎之助第二部長で、このほか永田鉄山軍事課長も加わっていた。今村の証言によれば、永田は実質的には局長待遇で、このような局長・部長以上の会議においても特別に出席を許されており、小磯や建川も永田には、一目おいでいたとのことである⁽⁴⁵⁾。

この会議で、小磯軍務局長が「関東軍今回の行動は全部至当の事なり」と発言し、一同異議なく、閣議に兵力増派を提議することとなった。今村ら作戦課が増派について起案、永田ら軍事課がその閣議提出案の準備にかかって⁽⁴⁶⁾。

満州での事件内容を調査確認することなく、即座に関東軍の全面出動を是認し、しかも増派まで決定したのである。この素早さは、この会議の出席者のレベルでは、少なくとも主要なメンバーが、それが18日かどうかはともかく、近々（おそらく27日頃）の満州での事件勃発を予想していたことをうかがわせる。

ところが、午前8時半、林銘十郎朝鮮軍司令官より、飛行隊二中隊をすでに関東軍増援に向かわせ、かつ混成第三九旅団（平壤）を奉天方面に出動させるよう準備中との報告が入った。しかし海外派兵の決定には、陸相・参謀総長のみならず内閣の承認が必要とされており、そのうえで天皇の裁可と奉勅命令の下達を必須としていた。また閣議においてそのための経費支出が認められなければならなかつ

た。参謀本部作戦課も、「出動準備中なる部隊の行動発起は、閣議に於て経費支出を認めたる後、奉勅命令の伝宣となるべき」との認識であった⁽⁴⁷⁾。

そこで参謀本部は、朝鮮軍の独断的行動は妥当でないとして、部隊の行動開始を見合わせるよう指示するとともに、その満州への越境派兵について閣議の了承をえようとした。

だが、午前10時から開かれた閣議では、幣原喜重郎外相より、事件が関東軍によって計画的に引き起こされたことを示唆する外務省側電文⁽⁴⁸⁾を示され、南陸相は関東軍増援を提議できず、事態不拡大の方針が決定された。

同日午前、陸軍では杉山次官、二宮参謀次長、荒木貞夫教育総監部本部長が会合し、本事件をもって「満蒙問題解決の動機となす」との方針が合意された。ここでいう満蒙問題の解決とは、「条約上に於ける既得権益の完全な確保」を意味し、全満州の軍事的占領におよぶものではない、とされた。この時点では、荒木をふくめ陸軍上層は、条約上の既得権益の確保を、武力行使による満蒙問題解決の主眼としていたことがわかる。

南陸相から不拡大方針に同意した旨を聞いた金谷参謀総長は、「速やかに事件を処理して、旧態に復する必要あり」との見解を部内に示した。しかし今村作戦課長は、「矢は既に弦を放たれたるものなり」として旧態復帰反対を意見具申。午後、作戦課は、「満州に於ける時局善後策」を作成し、参謀本部首脳会議（次長部長クラス）の承認をえた。

そこでは、「軍の態勢を旧状に復帰せしむる」ことは「断じて不可」であり、現状を維持すべきだとし、もし内閣が認めないようなら陸相は辞職すべきで、これによって「政府の瓦解」が生じても「聊も懸念するの要なきもの」とされている⁽⁴⁹⁾。

さらに、そのさい満蒙諸懸案などの解決を中国側に迫ることを、陸軍大臣は「最後の決意」をもって閣議に提起すべきとしている。このとき、少なくとも今村ら作戦課は、事態の推移によっては、最後の手段として「国家永遠のため〔陸軍による〕クーデターを断行す⁽⁵⁰⁾」との決意であった。

翌9月20日午前10時より、杉山次官、二宮次長、荒木本部長の三官衙首脳は、満蒙問題の一併解決を期し、そのため「政府が崩壊するも毫も意とする所にあらず」との方針、および旧態復帰拒否を確認した。

また、永田ら軍事課は、先の作戦課「満州に於ける時局善後策」をもとに、次のような「時局対策」を策定、三長官会議（南陸相・金谷参謀総長・武藤信義教育総監）の承認をえた。

すなわち、「事態を拡大せざることに努むる廟議の決定」には反対する必要はない。しかし、それと軍の行動とは別個の問題であり、軍は任務達成のため情勢に応じ「機宜の措置」をとらしめるべきであり、「中央に於て其行動を拘束せず」。

満蒙問題の「根本的禍根を芟除」しないかぎり、「軍の事態を旧状に復するは断じて不可なり」。関東軍の出動は

「帝国自衛権の発動」によるものであり、これを機に満蒙諸懸案の一併解決を、「最後の決意」をもって内閣に迫るべきである⁽⁵¹⁾、と。

9月21日、午前10時から午後4時にわたって閣議が開かれた。そこで、満蒙問題の一併解決には意見一致をみたが、関東軍の態勢については、現状維持と旧態復帰がそれぞれ約半数であった。また、朝鮮軍からの増兵については、若槻首相は陸相に同意したが、他の閣僚はすべて不要とする意見で、具体的には何ら決定しないまま散会した。

関東軍の石原・板垣らは当初から全満州の軍事占領を企図していたが、張学良が指揮する東北辺防軍の総兵力約40万に対して関東軍の兵力は1万余りであり、全満州占領には兵力増援がどうしても必要であった。ただ、柳條湖事件当時、張学良は東北辺防軍主力13万を率いて蒋介石援助のため長城以南に出動、北平（北京）に滞在していた。そこで石原らは、20日、特務機関によって満鉄沿線外の吉林に不穏状態をつくり、21日、居留民保護を名目に第二師団主力を吉林に侵攻させた。満鉄沿線が手薄となったことを理由に、朝鮮軍を導き入れようと画策したのである。満鉄沿線外には関東軍は条約上駐兵権を有さず、権限を越えた出兵であった。

これに応じて、林朝鮮軍司令官は独断で混成第三九旅團に越境を命じ、午後1時、部隊は国境を越え満州に入った。

この知らせを受けた参謀本部は、今村ら作戦課を中心に、総長の単独帷帳上奏によって天皇から直接部隊派遣の許可をえようとし、午後5時過ぎ、南陸相に内示の上、金谷参謀総長が参内した。ところが上奏直前、参謀本部からの電話があり、部隊派遣の許可をうる件はとりやめ、金谷は独断越境の事実のみの報告にとどめた⁽⁵²⁾。

この電話は、永田ら軍事課の強硬な反対によるものであった。永田らの反対理由は二つあった。第一は、「経費支出を伴ふ兵力の増派に関し、閣議の承認を経ることなく、統帥系統のみによる帷帳上奏をなすは極めて不当」である。第二は、軍務局長・軍事課長に相談なく陸相のみの了解での帷帳上奏は、「局長課長に対する不信感」を意味する、とするものであった⁽⁵³⁾。

この出来事は、以下の点で注意をひく。

第一の問題について、今村作戦課長は、このような参謀総長の単独上奏権があることが日本の特色であると考えていた。今村は陸大卒業後三年間内閣による軍指揮権が確立しているイギリスに駐在していた。そのイギリス仕込の今村が、内閣の承認なしでの海外派兵を認めようとし、逆に、参謀本部の権限の強いドイツを中心に六年間駐在していた永田が、内閣の承認なしでの統帥系統のみによる派兵は認められないとしているのである。

これは永田が内閣の権限をより尊重していたというより、内閣を動かさなくては満州事変は正当性と合法性を失い、かつ経費の裏付けをうることができず、結局は失敗する可能性が高いと考えていたためだと思われる。後述するように、永田は一貫して陸相をつうじて内閣を動かすこと（陸相の辞意示唆という恫喝的方法も含めて）を考えてい

たが、この場合、ことに海外派兵の経費支出には内閣の決定を必須とし、財政的裏付けなしの長期出兵は不可能だったからである。作戦課の記録によれば、永田自身は、内閣と統帥部の意志が対立すれば、天皇に決裁を託することになり不適当だとその理由を述べているが、それは表向きの、もしくは副次的な理由であろう。

それにしても、陸相の承認をえた上で参謀総長の上奏内容が、陸軍省一課長とその課員の意見で、しかも参内中に変更されるということは、本来ヒエラルヒッシュな構成をとる陸軍組織では、一般には考えられないことである。

ここには当時の陸軍中央における永田の発言力の強さがあらわれているように思われる。先にふれた、部局会議への永田の出席や、永田の意向による今村の作戦課長就任なども、そのことを示唆している。これは、永田の軍事官僚としての能力評価によるのみならず、やはり一夕会という中堅幕僚グループの存在の影響力によるところが大きかったのではないかと考えられる。

第二の点については、一般的にみれば、参謀総長と陸相の合意によって決められたことは、下僚の意見はどうあれ、組織としての陸軍の決定といえる。それを、永田は省部の部局長課長間での検討を必須とするとしているのである。これは、実務的な観点にとどまらず、陸軍首脳の行動は必ず中堅幕僚層のルートを通すべきとの主張であると考えられる。中堅幕僚によって陸軍上層を動かしていくべきだとする、永田ら一夕会の考えにそったものだとみることができよう。

また、二つの問題からも、永田が、自己の職務について、細部はともかく、自らの考え方と基本的に異なる方向の意見、自分で了解できない事柄にたいしては、安易に承認せず、自らの意見を主張し、ことに重要な場合には徹底的に争おうとする姿勢をもっていたことがわかる。それは、下僚や同僚のみならず、たとえ上司のそれであっても同様であったといえよう。また、永田は部下の起案する重要書類には自ら徹底的に手を入れており、これらの点から、先の軍事課「時局対策」のように永田の所管する部局の文書類の内容は、彼自身の意見でもあったと推定してもそれほど誤りではないと思われる。

この夜（9月21日）、翌日開催予定の閣議への対応が陸軍内で検討された。内閣や民政党は、林朝鮮軍司令官の独断越境命令を大權干犯とみなしているとの情報から、閣議で問題化する可能性がありその対策が協議されたのである。そこで、今村作戦課長は、もし閣議において大權干犯とされた場合には、陸相・参謀総長とともに辞職すべきであり、その方法としては、まず総長が単独辞職すべきと主張した。これにたいして永田軍事課長は、陸相総長一体での辞職を主張。梅津参謀本部総務部長、橋本（虎）第二部長は今村の意見を支持した。

このとき今村の考えていた手順は、総長がまず単独辞職し、陸相は後任総長を推举したあと辞表をだす、というものであった⁽⁵⁴⁾。これは、両者が辞職する場合のいわば通常の手順で、どちらかのポストにはその職にあるものが存

在し、比較的穩便なものである。他方、永田の主張する陸相総長の同時辞職は、両ポストが一挙に空席となり、政府に対してより衝撃の大きいもので、辞意の表明それ自体が内閣への強い恫喝となり、永田のねらいもそこにあったと思われる。

ところが、翌22日、閣議開催前に小磯軍務局長が若槻首相に、朝鮮軍の行動に關し事態の了解を求めたところ、若槻は「既に出動せる以上は致し方なきにあらずや」として容認姿勢を示した⁽⁵⁵⁾。

三日前の19日夜、若槻首相は、元老西園寺公望の秘書原田熊男に、「自分の力では軍部を抑へることはできない」として宮中からの助力を要請した。だが、鈴木貫太郎侍従長や一木喜徳郎宮内大臣ら宮中重臣は、「總理があまりに他力本願であることは面白くない」などと、内閣と陸軍との関係に介入することに消極的であった⁽⁵⁶⁾。若槻の姿勢には、これらのこととも影響していたと思われる。

午前の閣議では、朝鮮軍の独断出兵について異議を唱える閣僚はなく、また賛成の意思表示もなかった。そして、

「一、既に出動せるものなるを以て、閣僚全員其事實を認む

二、右事實を認めたる以上、之に要する経費を支出す」

との決定をおこない、若槻首相はその結果を上奏した⁽⁵⁷⁾。

なお、この時の若槻の姿勢が、満州事変の一つのターニング・ポイントとなったといえるが、彼自身は戦後の回想で、この時の判断について、次のように述べている。「出兵しないうちならともかく、出兵した後にその経費を出さなければ、兵は一日も存在できない。……これを引き揚げるとすれば、一個師団ぐらいの兵力で満州軍が非常な冒險をしているので、絶滅されるようなことになるかもしれません。……日本の居留民までひどい目に遭うに違いない。」そういう考え方、経費支出を認めた⁽⁵⁸⁾、と。

その後、陸相・参謀総長から朝鮮軍部隊の満州派遣追認について上奏、天皇の裁可をえた。ここに朝鮮軍の独断出兵は、事後承認によって正式の派兵とされたのである。

この閣議をへて、参謀本部内では、「兵力の派遣に關しては、閣議に於いて兎や角議論せらるべき限りにあらずして、唯其事實を認めて経費の支出に關し議決すれば可なるものなり」との考え方方が強くなっていく。

だが、そのうえでおお幣原外相は、閣議において、関東軍の現状維持を主張する南陸相に対して、「旧態に復せざるを得ざるに至るべし」と反論していた。若槻や幣原は、経費支出は一応認めたが、なお陸軍を抑制して撤兵を実現しようと、宮中重臣らから十分なバックアップがえられないと懸命の努力をつづける。

この間、先の七課長会議は、「関東軍の活動を有利に展開させる」方向で意識的に動いている。岡村日記には、

「九月二一日

一〇時半より正午まで、参謀本部に於て臨時に例の研究

会を開く。磯谷、渡、重藤、東条と予〔岡村〕の五人にて、満蒙時局対策を立案す。現在の関東軍の活動を有利に展開させる策なり。

この頃予は補任課長本務は比較的閑散なるも、満蒙対策研究委員として却て多忙なり。毎日参本〔参謀本部〕に出入す⁽⁵⁹⁾」。

とある。この日の会議には、永田・今村は出席していないが、事変勃発によって職務上きわめて多忙となつたためであろう。

七課長会議は、その後も、23、24、25、26日と連日もたれている。

「九月二四日

午後六時より、東条、今村、渡、重藤、磯谷と予〔岡村〕とは偕行社に参集。本日満州より帰来せる建川少将より、衝突事件の真相、軍司令部内の情況を聴取し、なお対策を協議して、一〇時散会す。」

「九月二五日

午前八時より約二時間、参本第二部長室にて、東条、今村、渡、重藤と予とて意見具申案を完成す（満州時局に關し）。午後三時より再び磯谷を加え五時まで議す。」

永田は、両日とも多忙のためか出席していないが、東条や岡村とは緊密に意見交換をしていたと思われ、彼らをとおしてその意向は反映されていたと考えられる。

さて、関東軍は、21日の甘粕正彦らの謀略による北満ハルビンでの爆破事件⁽⁶⁰⁾を理由に、22日、居留民保護のためハルビン出兵の意向を示したが、陸軍中央はそれを認めなかつた。これは、事件不拡大の閣議決定を受けた南陸相や金谷参謀総長の意向によるものであったが、今村作戦課長や二宮次長、建川第一部長も、ソ連の介入を警戒し北満出兵には慎重な考えをもつていた⁽⁶¹⁾。

またこの日、若槻首相は、不穏な動きのあるハルビンと間島では、危急の場合、居留民の現地保護ではなく引き上げによって対応する方針を上奏した⁽⁶²⁾。

翌9月23日、杉山次官、二宮次長、荒木本部長、小磯軍務局長の会談で、関東軍の占領範囲を満鉄沿線から両側に大幅に拡大する案が決められた。だが、南陸相、金谷参謀総長は、これに強硬に反対し承認を与えるなかつた。これは、関東軍の吉林派兵のさい、南陸相が閣議で、閣僚の反対を抑えるため、吉林以外には派兵しない旨を言明していたためであった。

さらに南陸相は、内閣の意向を受け、杉山次官らに「全兵力を〔満鉄〕付属地内に入れる」方針を示した⁽⁶³⁾。翌24日、金谷参謀総長は、今村作戦課長や建川第一部長らの反対意見にもかかわらず、吉林をのぞいて「満鉄の外側占領地点より部隊を引揚ぐべきこと」を命じ、関東軍にも付属地内への引揚げ命令が伝えられた。

また、この日（24日）、内閣から「満州事変に関する第一次声明」が発表された。そこでは、中国軍の一部が満鉄

路線を爆破、日本側守備隊を攻撃したため、日本軍が反撃し危険の原因を除いたとともに、居留民の安全が確認されれば満鉄付属地内に撤退する方針が示されていた。

26日には、金谷参謀総長によって、吉林からの撤退命令も出された。建川第一部長らの反対を押し切つてのことであつた。しかし、これらの撤兵指示は、現地ではうやむやのまま実施されなかつた。

ただ、南陸相や金谷参謀総長のこのような姿勢は——両者はもともと宇垣系で、内閣の決定を尊重する意向であったが——、必ずしも自己の政策的信念に基づくものではなく、内閣と中堅幕僚層のあいだに挟まれて、「サンドウイツチ」の状態にあるとの意識をともなつており、不安定なものであった。

28日、関東軍より再びハルビン出兵の打診があつたが、内閣の意向を考慮し陸軍中央は了承しなかつた。このとき、建川第一部長は、ハルビンへ出兵しなかつたために万一不祥事が起こつても政府の責任であることを、政府および関東軍に示す必要がある、と主張した。二宮次長や小磯軍務局長もこれに同意し、その旨の関東軍への返電が起案された。これにたいして永田軍事課長は、「軍部と政府との反発的状態に在るを、軍に示すことは適當ならず」、と反対し、返電は中止されている⁽⁶⁴⁾。

この永田の反対意見は、將兵を混乱させ軍の士氣にかかるとの判断からとも考えられるが、それのみならず、ここには、軍が独走するのではなく、軍が内閣を動かしていくべきだする、永田の考え方の一端がうかがわれよう。なお、この時、ハルビンよりの邦人引き揚げはその時になつて突然実施しようとしても不可能だ、と政府に警告することには永田は同意している。建川も、必ずしもハルビン出兵を考えていたわけではなかつた。

また、26日の閣議で、若槻首相は、満州での新政権樹立には一切関与してはならない旨を述べ、南陸相も了承した。それをうけ金谷参謀総長は、各部長に「此種〔新政権樹立〕の運動には一切関与すべからざる」よう指示している。また南陸相からも関東軍に、新政権樹立の運動に関与することは「厳に之を禁止す」との電報が發せられた⁽⁶⁵⁾。

これは、関東軍による新政権樹立工作を阻止しようとするものであつた。関東軍は、9月22日に策定した「満蒙問題解決案」にしたがつて、独立政権樹立に向けすでに動きはじめていた。

石原・板垣らは、当初、「満蒙領有」を計画し、「謀略により機会を作製し、軍部主導となり国家を強引する」ことを企図していた。だが、9月18日來満した建川第一部長との会談で、石原らの満蒙領有論と建川の独立政権論（中国主権下）とが対立。20日、建川は、独立政権樹立が日本の国策である旨を、本庄軍司令官らに重ねて主張した。22日、これらをうけ、関東軍は「実質的に効果を収むる」ことを主眼に、一応、独立政権論樹立を内容とする「満蒙問題解決案」を策定、軍中央にも伝えた。

「満蒙問題解決案」は、遼寧、吉林、黒竜江の東三省のみならず熱河省もふくめた領域を対象に、宣統帝を頭首と

する独立政権（「支那政権」）を樹立しようとするもので、国防外交・交通通信などは日本が掌握することとなっていた。

なお、このとき建川は長春以北への北満派兵にも反対しているが、石原らは当初から全満州の武力制圧を考えていた⁽⁶⁶⁾。

だが、建川離満（21日）後、関東軍はあらためて独立国家樹立の方向に進んでいくことになる。10月2日、石原、板垣らは、「満蒙を独立国として之を我保護の下に置くとの「満蒙問題解決策」を作成。この独立国家方針が政府に受け入れられない場合は、「一時日本の国籍を離脱して目的達成に突進する」ことを申し合わせた⁽⁶⁷⁾。

一方、陸軍中央では、9月25日、永田ら七課長会議が、南陸相や金谷参謀総長の指示に反して、満蒙新政権の樹立をふくむ「時局対策案」を起案。また、その実行のため根本支那班長らを満州に派遣することを提議した。だが、金谷参謀総長はこれに激怒。ただちに派遣を中止させた。

しかし、七課長会議は、「時局対策案」の方向でさらに検討を続け、30日、「満州事変解決に関する方針」として成案となる。それは「満蒙を支那本部より政治的に分離せしむる為、独立政権を設定し、……帝国は裏面的に此政権を指導操縦して……懸案の根本的解決を図」ることを主眼とするものであった。

この方針案で、そのほかに注意をひくのは、独立政権樹立によって中国本土政権との間に相当長期にわたる紛争継続を予期せざるをえず、関係改善のため次のような方策が必要だとしていることである。

その第一は、華北における張学良の勢力を一掃する必要があり、そのため華北の反蒋介石勢力や旧北洋軍閥勢力を利用する。第二は、汪兆銘らの広東政府を支持し、蒋介石らの南京政府の瓦解を策する。第三に、華北および華中に日本の好意的支持による政権を立て、満蒙新政権に対する抗争的態度を緩和する、というものであった。

このことは、永田ら七課長会議が、満蒙新政権と蒋介石国民政府とは共存困難と判断していることを意味した⁽⁶⁸⁾。

南陸相や金谷参謀総長による新政権運動への不関与の指示にもかかわらず、永田ら七課長会議は、新政権樹立の方向を強引に推し進めていたのである。七課長会議のこのような動きの背景には一々会系中堅幕僚グループの意向があつたことは容易に想像できよう。

中国側では、柳条湖事件当時、張学良は前年の中原大戦いらい東北辺防軍の主力13万を率いて北平（北京）に出動しており、蒋介石は共産軍討伐のため、国民政府の首都南京をはなれ江西省南昌で陣頭指揮をとっていた。しかも、中原大戦終結後、汪兆銘ら国民党反蒋派が広州に廣東臨時政府を樹立。さらに、揚子江流域は大雨による未曾有の洪水にみまわれ、罹災者は6千万人にのぼろうとしていた。

張学良は、かねてから日本軍の挑発には慎重に対処し、衝突をさけるよう自軍に指示していた。事件勃発後も日本軍への抵抗を禁じ、在満部隊に戦闘不拡大を命じた。蒋介石も、日本軍との正面衝突を回避しようとして張

学良の方針を支持し、9月21日、事件を国際連盟に提訴した⁽⁶⁹⁾。

翌22日、連盟理事会はこれを正式議題としてとりあげ、日中双方にたいし事態の不拡大と両軍の撤退を求める通告を、日本をふくめ全会一致で承認した。アメリカもまたこれを支持した。イギリスは、約一ヶ月前に成立したマクドナルド（労働党）挙国一致内閣が、前日の21日、世界恐慌の深刻化のなかで金本位制から離脱し、その善後対策に忙殺されていた。アメリカは、フーバー共和党政権のもとスティムソン国務長官主導で、軍部を抑制し事態の不拡大に努めている若槻首相や幣原外相のラインを、できるだけ援助する方向で対処しようとしていた。

24日、日本政府の不拡大声明がだされ、連盟の芳沢謙吉日本代表は漸次撤兵の意向を明らかにした。中国側は理事会に調査団の派遣を要請したが、日本側は日中の直接交渉を主張、中国側の要請は容れられなかった（当時日本は連盟常任理事国）。30日、連盟理事会は、事件不拡大の決議を成立させ、日本軍の撤兵については特に期限を定めないまま、二週間の休会となった⁽⁷⁰⁾。

だが、日本では、10月にはいると、南陸相や金谷参謀総長のそれまでの姿勢が変化してくる。

10月1日、南陸相は閣議の席で、「いま撤兵すれば非常に困難な立場になる……国際連盟から日本が脱落すればいいじゃないか」と発言⁽⁷¹⁾。撤兵への否定的な意見を述べ、国際連盟からの脱落の可能性も示唆した。

翌2日に作戦課にもたらされた情報では、この頃、幣原外相が、「撤兵した後、交渉にはいるべし」との見解を示したのに対し、南陸相は、「懸案解決迄は断じて撤兵すべきからず」と主張したとされている。

さらに、10月5日には、南陸相は閣議で、「満州の独立〔新政権樹立〕を政府にて腹を定めよ」と提議し、12日には、新政権に表面は不干渉とするが、裏面からの工作を肯定する姿勢を示している⁽⁷²⁾。

すなわち、従来の、満鉄沿線への撤兵、新政権不関与の姿勢から、撤兵拒否、新政権工作承認へと転じたのである。南に追随している金谷もまた同様であった。

こうして、10月8日、南・金谷・武藤の三長官会議は、満蒙問題は新政権と交渉して根本的解決を期すとする「時局処理方案」を決定した。これは、9月30日の七課長会議「満州事変解決に関する方針」に基づくもので、新政権の樹立には絶対に表面的関与を避け、裏面的に助力を与えるなどとしていた。「時局処理方案」は、翌9日若槻首相に提出された。

先にふれたように、南や金谷の撤兵論や新政権不関与論は、自らの政策的信念によるというよりは、内閣の意向を受けたもので、それほど断固としたものではなく、もともとその姿勢は不安定であった（自分の指示に正面から反する行動には時に激怒しているが）。したがって、関東軍への撤兵指示も実施されず、部内に対する新政権不関与の指示も七課長会議で事実上無視されるような状況のなか、一々会系中堅幕僚らの執拗な突き上げをうけ、ついに姿勢を

転換させたのである。

なお、10月8日には、軍中央の許可なく、関東軍による錦州爆撃がおこなわれている。当時、遼寧省西部の錦州には、奉天を追われた張学良政権が暫定的に政府を置いていたのである。この爆撃は、それまでの日本政府の事件不拡大、漸次撤兵という国際的な宣言を裏切ることになり、若槻内閣と国際社会に衝撃を与えた。石原ら関東軍のねらいもまたそこにあった。

この南陸相の姿勢転換とともに、若槻内閣の方針も変化しあげた。

錦州爆撃の翌9日、内閣は、中国国民政府からの10月14日までの撤兵要請を拒否し、鉄道問題や営業権など日中間での一定の協定成立後に、満鉄付属地内への撤兵を実施することとし、12日、中国側に回答した。これは撤兵に新たな条件を付したものであった。それまで若槻内閣は日中間の直接交渉を要望していたが、撤兵そのものには、日本人居留民の生命財産の安全確保のほかには特段の条件をつけず、その実行を表明していたのである。

また、10月中旬（16日以前）、内閣は、満州における新政権樹立について、そのための中国人の行動は阻止しないとし、また、表立っての援助は認めないが、「裏からやることならば已むを得ない」ことに一致した⁽⁷³⁾。すなわち、裏面的ではあれ、満蒙新政権への関与を容認する姿勢に転換したのである。

さらに、10月26日、内閣は「満州事変に関する第二次声明」を発表し、部隊の全部を満鉄付属地内に帰還させることは、事態をさらに悪化させることになる、として、それまでの撤兵方針を大きく変化させ、既成事実を許容する姿勢を示した。

また同じ頃、もはや張学良は東三省の政権としては意味をなさず、「支那側地方治安維持機関の発達」を促すべきだとして、満蒙新政権樹立を促進する方針が打ち出された⁽⁷⁴⁾。

ここに若槻内閣はそれまでの方針を大きく転換し、南満軍事占領と新政権樹立を事実上容認する姿勢となつたのである。

ちなみに、永田は満州事変の約一ヶ月前に、張学良軍事顧問（奉天特務機関付）の矢崎勘十に次のような書簡を送っている。

「対支対満蒙問題 [は] ……正道より進むを可とし、奇の道も時に可なり。只何れの場合に於ても内国論の或る程度の理解醸釀と、外諸列強の正義感を認むることを要し、奇道の場合、国論を引きずり得る如くなさざるべきからず。……問題の解決は陸軍だけでは何としても出来ず。又上意なくして憲法の範疇外に出ることを許さず。陸軍の力のみにて事を決するは、國が真に滅するや否やのドタン場の最大非常手段なり。軽々しく用うべきに非ず。」⁽⁷⁵⁾

ここで、「奇道の場合、国論を引きずり得る如くなさざるべきからず」としていることは、謀略による鉄道爆破とい

う「奇道」が、永田ら軍中央の中堅幕僚層の働きによって、南陸相を引きずり、若槻内閣を引きずり、ついに国論を引きずることとなったことで、まさに現象的には実現したといえよう（永田の当初の意図が「奇道」にあったかどうかはともかくとして）。

また、発端となった鉄道爆破以外は、朝鮮軍派遣の事後承認をふくめ、一応合法的に、「憲法の範疇外に出る」ことなく、文字どおり内閣を引きずりながら進められた。すなわち「陸軍の力のみにて事を決する」ような「ドタン場」の事態、たとえば今村ら作戦課などで考えられていた軍による「クーデター」の発動にはいたらなかつたのである。

なお、「奇道の場合、国論を引きずり得る如くなさざるべきからず」との表現は、石原の「謀略により機会を作製し、軍部主導となり国家を強引す」に対応するものともいえるが、はたして偶然であろうか。

だが、若槻内閣や南陸相、金谷参謀総長が、関東軍や永田ら中堅幕僚層に引きずられたのはここまでであった。

11月に入つて、関東軍は北満黒竜江省都チチハルへの進撃を企図したが、ソ連との衝突を危惧する軍中央首脳部は、これを阻止すべく、臨時参謀総長委任命令（臨參委令）を発動し、関東軍の動きをより強力にコントロールしようとした。臨參委令とは、本来は天皇の統率下にある軍司令官を、勅許によって参謀総長が直接指揮命令できる権限であり、関東軍ら出先機関への統制力を強化するための処置であった。

南陸相・金谷参謀長は、これによって関東軍のチチハルの長期占領企図を阻止し、さらに、張学良政権のある錦州に進撃しようとする関東軍を押しとどめた⁽⁷⁶⁾。錦州はイギリス権益の関与する北京・奉天間鉄道（京奉線）の沿線に位置した。

じつはこの時、これまでとは違ったレベルでの、軍中央首脳部と一夕会系中堅幕僚層の意見の相違が表面化する。陸軍中央のなかで、南陸相や金谷参謀総長のみならず、二宮参謀次長や建川第一部長なども、チチハル占領や錦州占領には消極的であった。だが、永田ら一夕会系中央幕僚層は当初から北満をふくめた全満州の事実上の支配を考えており、また張学良政権の覆滅は当然のこと、したがって錦州攻撃も容認さるべきことであった。

たとえば、一夕会員鈴木貞一は、戦後の談話において、「南満だけでやるという考えは[自分たちは] 当時もなかつた⁽⁷⁷⁾」とし、次のような永田の発言を紹介している。

「大命でそれ〔関東軍の錦州以西への進出〕は止まった。しかし止まった以上は軍がヤケのヤンパチになって、脣をそこいら中に出しては困る。……それには、北に向かつて黒竜江の線までは行つてもよろしい、討伐をやらせる、ただし東支鉄道にはふれてはならん、という息抜きの場所を与えてやる方がいい。」⁽⁷⁸⁾

これは後の犬養内閣時のことであるが、永田が北満進出そのものには特段の問題があると考えていなかつたことが

わかる。

なお、今村作戦課長も、永田らと比較的交流があったが一夕会員でなく、上司である参謀総長ら軍首脳の最終的判断は尊重する姿勢で、北満進出阻止、錦州攻撃阻止のラインで動いていた。また今村は、10月18日から約10日間、関東軍独立の動きに対処するため白川義則軍事参議官に随行して渡満したさい、中国主権下での新政権樹立にとどめるべきだと主張して、石原・板垣らの新国家建設論と対立している⁽⁷⁹⁾。

その後、犬養内閣となって荒木貞夫が陸相に就任すると、北満ハルビン占領、錦州占領が実施され、また南陸相時の軍首脳部が、ほとんど一掃されることになる。

ところで、この間にいわゆる10月事件が起こる。

橋本欣五郎参謀本部ロシア班長らは、桜会メンバーを中心に、近衛師団・第一師団より兵力を動員してクーデターを起こし、荒木教育総監部本部長を首班とする軍事政権を樹立しようと計画、10月下旬決行予定であった。しかし計画は事前に露見し、10月17日、橋本ら首謀者が憲兵隊に保護検束され、事件は未遂に終わった。

橋本らの計画は、10月13日頃、今村作戦課長の耳に入り、16日、今村はさらに桜会員から直接密告をうけ、永田軍事課長、東条編成動員課長と相談、計画阻止の方向で動いた。今村の回想によれば、その時永田は、「それがいいだろう。事は急を要する。省部の部局長に集まって貰い、我々の意見の採択を請うようにしてやる」と述べたという。省部首脳部は今村らの報告により、結局橋本ら首謀者を保護検束することに決し、17日早朝実行されたのである。検束後、永田は、「たとえこころざしは諒とされても、こんな案で、大事を決行しようと考えた頭脳の幼稚さは、驚き入る。未然にくつがえしたことはよかった」と今村に嘆声をもらしたという⁽⁸⁰⁾。岡村寧次補任課長の日記によれば、15日には岡村もクーデタ計画を知り、16日には、永田、東条、渡辺米課長、小畑敏四郎陸大教官（いずれも一夕会員）らと協議し説得による阻止を試みようとしている⁽⁸¹⁾。

なお、桜会は、1930年（昭和5年）10月、橋本ら参謀本部第二部の少壮幕僚を中心に隊付将校も加わって結成され、その中枢部はクーデターによる国家改造の実現をめざし、三月事件にも関与していた。根本博、武藤章ら一部の一夕会メンバーも会員となっており、根本は10月事件で検束されている⁽⁸²⁾。

ただ、10月事件関係者への処分は、短期の重謹慎など軽微な処分にとどまった。これについて、翌年3月、永田軍事課長は、木戸幸一内大臣秘書官長、近衛文麿貴族院副議長らに、「是が処罰に就いては、上官よりの説諭により其の大部分は自己の非を悟り反省するに至りし故、本来は陸軍刑法により処断せらるべきものなるも、其の精神動機に鑑み、且つ国軍の威信等を考慮し、行政処分にて済せたるものなり」と語っている⁽⁸³⁾。

ちなみに、岡村は10月事件直後の日記に次のように記している。

「一〇月二六日（月）

橋本中佐以下処分問題、三長官三次長会議連日開催。今日も三時より六時に到り遂に決せず。統制力なき陸軍かな。

午後七時より偕行社において、永田、東条、渡、村上、下山、鈴木貞一、土橋、北野、清水、牟田口、工藤、磯谷、予等集まり、清軍及び国家改造を議論し帰宅す。⁽⁸⁴⁾」

少なくともこの頃には、永田ら一夕会が「国家改造」を考えていたことがわかる。

この10月事件は、政界にも大きなインパクトをあたえ、先のような「満州事変に関する第二次声明」などの若槻内閣の政策転換にも少なからぬ影響があったと考えられている。

さて、10月末、民政党で若槻首相に次ぐ位置にあり、かつ職務上10月事件などの情報を警視庁からえていた安達謙蔵内相は、政友会との協力内閣案を若槻首相に提案し、いわゆる協力内閣運動が動きはじめた。安達が軍との関係をどのように考えていたかについては議論があるが、当時犬養毅政友会総裁は、「陸軍の根本組織から変えてかからなければならないが、そうなると政友会一手ではできない。どうしても連立して行かなければ駄目だと思う」との発言を残している。犬養はまた、「こういう時局重大な時には、ともかく一段落つくまでは政府〔若槻内閣〕を支持していかなければならん」とも述べていた⁽⁸⁵⁾。

当初若槻首相は安達内相の意見に賛同していたようであるが、井上準之助蔵相や幣原外相ら閣僚の強い反対をうけて協力内閣案には否定的となった。安達内相はそれを了承せず。ついに閣内不一致となり、12月11日若槻民政党内閣は総辞職する。

その一週間前の12月4日、政友会の鳩山一郎、山本悌二郎、森恪ら五人が、陸軍の今村、永田、東条、渡と懇談した。

参謀本部作戦課『満州事変機密作戦日誌』には、その時の今村作戦課長と山本悌二郎とのやりとりが、次のように記されている。

「山本曰く『若槻内閣は目下全く行詰りあるも之が倒閣をなし得るものは陸軍のみ』とて、暗に政友会は陸軍の力を藉りて民政党内閣を倒さんとする企図あるを仄めかせり。

課長曰く。国内的に軍隊が使用せらることは全くの非常時なり。況んや倒閣の為陸軍が政党と相関係するが如きは断じてなし。

山本曰く。民政党内閣にては満蒙問題の解決不可能なり。

課長曰く。満蒙問題解決と倒閣とは全然別問題なり⁽⁸⁶⁾」

また、この席で永田は、満蒙の情勢と軍中央の方針について次のように述べたという。

「陸軍の中央部は、政府の決定した不拡大方針に順応し、

出先きを統制することに努めています。しかし出先きは張軍と軍事行動中で、彼の出方に応じ、不拡大だからといって、いつも退いてはおられず、次第に戦面が広がっていることは事実であります。……彼らが態度を改めないのなら、拡大の責は彼にあるので、自然に満州問題の根本的解決の方向に進むようになることもあり得ると思っております。⁽⁸⁷⁾」

1931年（昭和6年）12月13日、元老西園寺らの奏薦によって犬養毅政友会内閣が成立。一夕会が擁立しようとした三将官の一人荒木貞夫教育総監部本部長が陸軍大臣となった。

この時永田は、政友会の有力者小川平吉に、次のような書簡を出している。

「陸相候補に付、至急申し上げます。……長老或は阿部中将を推すかも知れず、……少なくも候補の一人に出ることとは思ひますが、同中将では今の陸軍は納まりません。……今日、同氏は絶対に適任ではありません。荒木中将、林中将（銚十郎）辺りならば衆望の点は大丈夫に候。此辺の消息は森恪氏も承知しある筈です（……最近阿部熱高まりしは宇垣大将運動の結果なりとて部内憤慨致居候）。⁽⁸⁸⁾」

宇垣の推す阿部を退け、荒木か林を陸相に、との趣旨である。

小川は犬養への書簡で、この永田の意見を、陸軍要路の極めて公平なる某大佐からのものとして伝え、自らも荒木を最適任としている⁽⁸⁹⁾。

政友会へは一夕会関係で永田・小川平吉のルートだけではなく、鈴木貞一・森恪のルートからも働きかけている。鈴木は戦後の談話で次のように述べている。

「三長官の〔陸相〕推薦というものは大体一人に絞って陸軍が決めて出しておった。ところが、その当時の空気で行くと、どうも荒木さんではない他の人が行くような形勢もあるわけなのです。……〔鈴木と森は〕荒木さんをどうしても陸軍大臣にしたいということで、それには一人に絞らせないで、三人位出す。そうして……犬養さんが『陸軍の方に一人に絞ってもらっては困る。出来れば二人か三人の候補者を出してもらいたい。そしてその中から総理が選びたい』。こういうことをオファーするように〔森恪をつうじて〕工作したわけだね。そこで陸軍は三人出す。……荒木さんとか、あるいは阿部信行さんとか、林銚十郎さんとかいうような人が出てくるわけなのだ。その中から犬養さんは荒木を取った。荒木を取ったということは……森恪のインフルエンスというものが非常に犬養に働いておって、犬養も森恪の言うことには従わざるをえないような情勢であった。⁽⁹⁰⁾」

また、森は小畠とも接触があったようである⁽⁹¹⁾。

なお、作戦課日誌によれば、組閣前夜、陸軍三長官およ

び軍事参議官は、民政党を主体とする内閣および協力内閣の場合は南陸相が留任し、政友会単独内閣の場合には荒木または阿部を推すことを決めた。犬養首相は当初南陸相の留任を希望したが、南は辞退するとともに阿部と荒木を推举し、結局荒木陸相となった、とのことである。

作戦課日誌と鈴木談話には一部齟齬があるが、いずれにせよ陸軍首脳からは公式に阿部と荒木を推薦させ、政友会に工作することによって荒木陸相の実現をはかったのである。

岡村は日記に次のように記している。

「一二月二一日（月）

夜小畠を訪い、荒木將軍陸相就任事情、吾党〔一夕会・二葉会〕の諸子苦心の状況を聴取す。⁽⁹²⁾」

岡村は若槻内閣総辞職の日に朝鮮・満州に出張し、荒木の陸相就任時の動きには直接かかわっていなかった。

なお、岡村は滞満中、石原・板垣らと会っている。今村とは異なり、岡村には彼等とのあいだで意見の相違はなかったようである。

「一二月一五日（火）

奉天着。……板垣、石原と密談、夕食を共にし八時に到る。彼等の平静熟慮には敬服せり。」

荒木は陸相に就任するや、閑院宮載仁親王を参謀総長にするとともに、翌年1月には、台湾軍司令官の真崎甚三郎を参謀次長におき、以後真崎が参謀本部の実権をにぎることとなる。真崎もまた一夕会が推す三将官の一人であった。

2月には、今村作戦課長を在任半年で強引に更迭して、小畠を後任につかせ、軍務局長には山岡重厚を任命。4月、永田が第二部長、山下奉文が軍事課長に就任。小畠が在任わずか2ヶ月で第三部長に転じ、後任の作戦課長には鈴木率道がつく。彼等はすべて一夕会員で、宇垣に近い南・金谷系とみられた杉山、二宮、建川らは中央から追われた。小磯は2月に陸軍次官となるが、6ヶ月で更迭される。⁽⁹³⁾

一方、荒木陸相就任直後の前年12月23日、「時局処理要綱案」省部協定第一案がつくられ、「満蒙（北満を含む）は、之を差当り支那本部政権より分離独立せる一政権の統治支配領域とし、逐次帝国の保護的国家に誘導す」とされた。陸軍中央で公式に満蒙独立国家建設が具体的なプログラムにのぼったのである。中国主権下での新政権樹立から独立国家建設へ、満蒙政策の大きな変化であった。なお、中国本土については、排日排貨の根絶を要求するとともに、反張学良反蒋介石勢力を支援し国民党の覆滅を期す。また、必要があれば重要地点での居留民保護のため出兵を断行する、としている⁽⁹⁴⁾。

この陸軍「時局処理要綱案」の満蒙政策方針を基本に、1932年（昭和7年）1月7日、「満蒙は、之を差当り支那本部政権より分離独立せる一政権の統治支配領域とし、逐次

一国家たるの形態を具有する如く誘導す」との、陸軍省・海軍省・外務省協定案「支那問題処理方針要項」が策定される。そして、3月12日、「満蒙は、支那本部政権より分離独立せる一政権の統治支配領域となれる現状に鑑み、逐次一国家たるの実質を具有する様之を誘導す」との、閣議決定「満蒙問題処理方針要綱」(犬養内閣)となつた⁽⁹⁵⁾。独立国家建設方針が内閣の正式承認をえたのである。すでに3月1日、満州国建国宣言は、関東軍主導のもと前黒竜江省長張景惠を委員長とする東北行政委員会によってなされていた。

また、荒木陸相・真崎参謀次長下の陸軍中央は、関東軍の要請に応じて、12月17日、27日と、本土・朝鮮より満州に兵力を増派。28日より、約二個師団の兵力で錦州を攻撃し、翌年1月3日、錦州を占領した。また、1月28日、関東軍は参謀本部の承認のもとに北満ハルビンへの攻撃を開始、2月5日、ハルビンを占領した。また、チチハルも前年12月15日より長期占領の態勢になつてゐた。ここに日本軍は、満州の主要都市をほとんどその支配下におくこととなつた。柳条湖事件より4ヶ月半であった。

その間、1月28日、上海で日中両軍が衝突する上海事変がおこっている。これは、よく知られているように、板垣・関東軍高級参謀から列国の注意を満州からそらすよう依頼をうけた、田中隆吉上海公使館駐在陸軍武官補佐官の謀略によるものであつた。停戦協定調印は、5月5日となる。

これら軍中央の満蒙独立国家建設方針、錦州占領、ハルビン占領について、永田はとくに発言をのこしていないが、積極的に反対したり抵抗した形跡はなく、少なくとも容認していたものと思われる。

国際連盟は、10月8日の関東軍による錦州爆撃に態度を硬化させ、まず、16日、アメリカをオブザーバーとして連盟理事会に招聘することを決定。24日には理事会で、日本がただちに撤兵を開始し、11月16日までに撤兵を完了させるよう求める決議案が提出された。評決では日本のみ反対し、13対1で賛成多数であったが、全会一致の原則から法的には決議は成立しなかつた。

だが、若槻内閣総辞職の前日12月10日、連盟理事会は現地への調査団派遣を決定。翌年2月3日、リットン調査団がヨーロッパを出発し、29日に来日した。また、アメリカのスティムソン国務長官(フーバー共和党政権)は、1月8日、満州に関して中国の領土保全や不戦条約に反するような事態は一切認めないとする、いわゆる不承認宣言(スティムソン・ドクトリン)を発表した。

このようななかで満州国建国宣言がなされ、閣議決定「満蒙問題処理方針要綱」によって、満州事変は一つの区切りを迎えるのである。

4. むすびに

満州事変時の永田の考えについての彼自身の手による文書(日記や論考など)は、管見のかぎりではみあたらない。そのこともあって、満州事変時、永田がどのような考えをもっていたのかについて、いくつかの議論がある。

第一は、満州事変は当初から全て永田の計画と指導のもとにおこなわれたとの見方で、殖田俊吉などおもに永田に対立した皇道派系の人々の戦後の発言や、それらの発言を根拠とする研究によって主張されている⁽⁹⁶⁾。第二は、満州での武力行使に永田は関与せず、かつ満州事変には基本的に反対であったとの見方で、張学良軍事顧問で永田と親交のあった矢崎勘十らによるものである⁽⁹⁷⁾。

第一の見方は、後述の鈴木貞一や綾部橋樹などの証言からしても、少し極端といわざるをえず、柳条湖事件そのものの主導性はやはり関東軍の石原・板垣らにあったと思われる。事件には、計画の変更によって時期的に不意打ちの側面があり、直後の朝鮮軍派遣をめぐる軍中央幕僚の一定の混乱もそのことを推測させる。第二の見方も、これまで詳しくみてきた経過からして正確ではないといえよう。

第三は、永田は必ずしも満州で実際におこなわれたようなかたちでの武力行使を意図していなかったが、ことが起つてのちは全力で支援したとの見方で、当時陸軍中央で永田に近い部署にいた人々に多い。ただ、そのなかにもいくつかのバリエーションがある。

たとえば、鈴木貞一は、戦後の回想で、「永田は満州事変について自分で積極的にやる考えを持って」おり準備もしていたが、「その当時あいう状況〔関東軍の謀略〕で満州事変が起つたとは永田も私も夢にも思わなかつた」、としている。そして、満州事変が「ああゆう奇道を踏んで起つた」ことを知つたのは、リットンが来てからだと付け加えている⁽⁹⁸⁾。

だが、根本博の回想によれば、永田は事変勃発直前、関東軍の謀略工作について、「現地〔関東軍〕が此の秋でなければダメだと云うなら現地の云うところに従うべき」と語ったという⁽⁹⁹⁾。前述のように、石原・板垣らと特段の関係を持たない建川が、柳条湖事件前、関東軍の9月下旬決行計画を承知していた。にもかかわらず永田が、石原・板垣との二葉会・木曜会・一夕会などの関係からして、少なくとも9月下旬の謀略計画をまったく知らなかつたとは考えにくい⁽¹⁰⁰⁾。

また、岡村は、事件直後の9月24日、満州から帰つた建川から「衝突事件の真相」を聞いているが、日記には何の感想も記しておらず、大きな衝撃をうけた様子はない⁽¹⁰¹⁾。おそらく事前にだいたいは承知していたからであろう。永田と岡村は、ほとんど情報を共有しており、永田も同様であったのではないだろうか。これらのこととは、前述の事件翌日午前の省部首脳会議の動きからも推測される。

永田や岡村が、18日夜の決行について事前に知っていたかどうかは不明だが、少なくとも元の9月下旬計画は、岡村と板垣があつた8月には承知していたと思われる。

ちなみに、満州事変当時、軍事課員として永田のもとで働いていた綾部橋樹は、戦後次のように述べている。

「私の見ておるところでは、永田さんは、やはりこれ〔満州事変〕はいつかはやらなければならんものであるということは十分考えておられたと思うのです。けれども、それ

がまだ時期ではない、もうちょっと待って、というのが永田さんの気持だったろうと思うのです。それまでに、とにかく国内の一般的な気持をそこまでもっていくようにしなければいけない、というつもりでやっておられた。

しかし、準備はしなければなるまい、というような気持はあったと思います。……そのまえの年の11月の終わりごろに、……〔長春で〕永田さんは石原莞爾さんとか、林大八とかいう連中と話を夜おそくまでしておりまして、そのときにそうとう笑つ込んだ話でもしておられたんだろうという感じはしております。その関係で、例の大きな大砲を奉天にもっていって兵営に据え付けたというようなことは、永田さんがやはり骨を折ってやられたんだろうと私は思っております。……

そういう立場で永田さんはおったんですが、いよいよ事変が始まつたあと、それからの永田さんの努力というものは、これは大変なものだったと、私はいまでも考えております。あのやせた体で、朝から夜おそくまで、東奔西走というその文字どおりで、ほんとうに一生懸命になって、いよいよ始まつた以上は禍を転じ福となすというかたちに、日本の利益の方向に導かなければならんというのが、永田さんのほんとうの心情だったと思います。それで外務省にまず行って外務省を説く、それから政界、財界方面に、朝食会だとなんとか会というようなところには、みんな出かけていって説明をする。それは上の人もずいぶんやられたと思いますが、当時の軍務局長の小磯さんもずいぶん働いてはおられたと思いますけれども、私はいちばん働いたのは永田さんだと思いますね。⁽¹⁰²⁾

事変の時期をいつに選択すべきと考えていたかの問題はともかくとして、このような観察がだいたい妥当なところではないだろうか。⁽¹⁰³⁾

なお、根本の回想によれば、10月事件についても永田は、「抜かず内閣をすみをきかせる方が得策だ」と述べたとされている。一方、今村の回想では、クーデター計画を知った永田は、「こういうことを勝手にやらせちゃいけない。橋本欣五郎以下、みんなひっくりろう」と主張したという⁽¹⁰⁴⁾。

ちなみに、永田のパーソナリティーについて、国策研究会の矢次一夫は、「政治的計画性に富んだインテリ軍人」で、その話は、「大学教授と語っている気がした」としている。また、当時の軍事課員西浦進や、のちに永田の部下となる武藤章も、「学術的な風貌の人」「合理適正と認めざるかぎり頑として応じない人」という。だがその一方で、永田と関係のあった有末精三は、永田が話の中でよく「サーベルガチャガチャやって脅かすか」といつっていたとも述べている⁽¹⁰⁵⁾。永田には両面があったのであろう。

また、満州事変について、関東軍に陸軍中央が引きずられたものとの見解がしばしばみられる。だが、これまでみてきたように、関東軍に引きずられたというより、中央の一々会系中堅幕僚グループが、それに呼応し陸軍首脳を動かしたというべきであろう。したがって、満州事変は、関

東軍と陸軍中央の一々会系中堅幕僚グループの連携によるものといえよう。

さて、犬養政友会内閣は、閣議決定「満蒙問題処理方針要綱」において独立国家建設の方向を基本的に了承していたが、国際社会への考慮から、満州国の正式承認には消極的であった。そのようななかで、五・一五事件がおこる。

1932年（昭和7年）5月15日、三上卓・古賀清志ら海軍青年将校および陸軍士官候補生、愛郷塾生などが首相官邸、警視庁その他を襲撃、犬養毅首相を殺害した。22日、元朝鮮総督斎藤実（海軍大将・後備役）が首相に任命され組閣、政党内閣の時代は終わりをつげる。

この間5月17日、永田は、原田・近衛・木戸と懇談したい、「自分は陸軍の中にては最も軟論を有するものなり」としながら、次のように述べている。なお、約一ヶ月前の4月11日から永田は参謀本部第二（情報）部長となっていた。

「現在の政党による政治は絶対に排斥するところにして、若し政党による単独内閣の組織せられむとするが如き場合には、陸軍大臣に就任するものは恐らく無かるべく、結局、組閣難に陥るべし。……政党員にして入閣するものは党籍を離脱するは困難なりや。⁽¹⁰⁶⁾」

政党政治への強い否定的姿勢と、陸相の進退によって内閣をコントロールすることが示唆されているのが注意をひく。

また、5月19日、永田は、「政党内閣なるに於ては荒木、真崎は入閣すべからず。超然なる場合には真崎を入閣せしむべし」との意見を、鈴木貞一に示している⁽¹⁰⁷⁾。荒木にかえて真崎を陸相にと考えていたようである。

ちなみに、5月15日事件当日夜、荒木陸相官邸を訪れた国家改造派隊付青年将校の中心人物の一人菅波三郎にたいして、永田は、「士官候補生を使嗾してやらしたのはお前達だろう。なぜお前達も一緒にやらぬか。お前達は卑怯だ」と非難したという⁽¹⁰⁸⁾。永田と菅波は歩兵第三連隊時代から面識があった。

このようにして成立した斎藤実内閣は、9月15日、満州国を正式に承認した。その直後に発行された『外交時報』10月号に、永田は「満州問題感懷の一端」と題する文章を寄稿し、次のように論じている。

「現下〔は〕……多年に亘る悖理非道極まる排日侮日の行藏に忍従し來たつた我が、暴戾なる遼寧軍閥の挑発に余儀なくされて起こつて破邪顕正の利刃を揮ふ正にその所ではないか。……正しい国是を標榜して生れた満州国に、善隣の誼を悉し、相倚つて東洋永遠の平和を招来せんとする行為が、東洋の盟主を以て任ずる日本の使命でなくて何んであらう。神國日本の精神文明を歩一步他に及ぼして行くこと、それは正しく我が肇國以来の理想である。更に又、民族の生存権を確保し福利均分の主張を貫徹するに何の憚る所があらうぞ。」⁽¹⁰⁹⁾

これが永田にとっての満州事変の公式的な評価であつたといえよう。そして事態は国際連盟脱退へと進んでいくのである。

引用文献

- (1) 永田鉄山刊行会編『秘録永田鉄山』(芙蓉書房、1972年)、参照。
- (2) 筆者はこれまで永田について、拙稿「総力戦・国際連盟・中国——永田鉄山と浜口雄幸——」(『思想』981号、2006年)、「戦間期陸軍の構想——永田鉄山を中心に——」(伊藤之雄・川田稔編『20世紀日本と東アジアの形成』、ミネルヴァ書房、2007年)、「1933年の永田鉄山」(『人間環境学研究』5巻2号、2007年)を発表している。
- (3) 高橋正衛『昭和の軍閥』(中公新書、1969年)54頁。稻葉正夫「永田鉄山と二葉会・一夕会」『秘録永田鉄山』434頁。
- (4) 須山幸雄『小畑敏四郎』(芙蓉書房、1983年)64頁。小畑の次男又男談。
- (5) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書・陸軍軍需動員(1)』(朝雲新聞社、1967年)241頁。
- (6) 船木繁『岡村寧次大将』(河出書房新社、1984年)204頁。
- (7) 石原、板垣の満州赴任は岡村の補任課長就任前だが、その頃には一夕会員となる加藤守雄が補任課員であった。
- (8) 筒井清忠『昭和期日本の構造』(有斐閣、1984年)220頁。ちなみに、二葉会・木曜会・一夕会の会員名簿については、同172頁、189頁、211～212頁、参照。また、彼等の陸大などでの成績については、大江志乃夫『天皇の軍隊』(小学館ライブラリー、1988年)133頁、参照。それによれば、42人中11人が陸大優等者(各期6名)であるが、首席は鈴木率道ただ一人であるのが注意をひく。永田は次席で、同期首席は梅津美治郎(非一夕会員)。なお、陸軍中央でのキャリアパスについての興味深い研究として、森靖夫「近代日本の陸軍統制と満州事変」(『法学論叢』159巻4号、2006年)がある。
- (9) 戸部良一『逆説の軍隊』(中央公論社、1998年)269頁。なお、満州事変以後も、一夕会系の会合は断続的にもたれている(船木『岡村寧次大将』289頁、295頁ほか)。
- (10) 永田「現代国防概論」284頁。
- (11) 以下の詳細については、拙稿「総力戦・国際連盟・中国」、参照。
- (12) 「木曜会記事」『鈴木貞一氏談話速記録』(日本近代史料研究会、1974年)下、378～83頁。なお、同年3月、参謀本部第一部(荒木貞夫部長、小畑敏四郎作戦課長)も、「満蒙に於ける帝国の政治的権力の確立」を主張している(「田中政友会と山東出兵」『北九州大学法学論集』33巻1号、2005年、20頁)。また、満蒙領有方針が示された三月の木曜会で根本博が、工業原料確保と人口問題解決のためには満州および東部シベリアを必

要とする旨の報告をおこなっているが、関東軍も前年六月、人口および資源問題を解決するには満蒙およびシベリア方面に発展することが必要との意見書(「対満蒙政策に関する意見」『陸軍省密大日記』昭和2年第4冊所収)を陸軍中央に提出している。このころ少なくともこれらの点では、木曜会と参謀本部第一部、関東軍は、何らかの共振関係にあったと思われる。この時、関東軍高級参謀は河本大作で、小畑・河本はともに二葉会会員であった。

(13) なお、木曜会において永田は満蒙領有に異を唱えていた、あるいは、永田は満蒙侵攻の不要性を説いていた、との見方がある。それらは同年一月の木曜会における、永田の「戦争は必ずしも必要なし。戦争なきも満蒙を取る必要ありや」との発言を根拠にしている。しかし、この発言は、戦争は必要ない場合もある、したがってもし戦争がない場合でも「満蒙を取る」必要があるのか、と問いかけているにすぎない。というのは、永田はその直前、「国策、国防方針の基礎となるべき次の戦争の研究なるを以て、次の戦争は何国と何時如何に戦ふべきか定める要あり」と発言しており、また直後に、「将来戦の本質か形式か対手かの何れを先に研究するか。一、将来戦の本質、消耗戦。二、対手、英米露。支那は無理にも自分のものにする」と述べている(「木曜会記事」371頁)。これらから、永田が戦争が起こる場合も想定していることがわかる。

したがって、先の発言は、戦争が起こる場合と起こらない場合とを念頭におき、起こらない場合に満蒙を取る必要があるのかと疑問をだしているのであり、戦争を想定した場合に満蒙をどうするかについてはふれていない。それゆえ、この発言のみからでは、永田が満蒙領有にたいして異を唱えていた、満蒙侵攻の不要性を説いていた、とは断定できないのではないだろうか。しかも前述のように、永田はいずれ戦争は不可避との見方をしていたのである。なお、前後の文脈から、あえて永田の意図を忖度すれば、当日の問題提起者であった石原完爾の遠大な日米世界最終戦論に煽られ、「日本人が支那の中心となりて完全に之を利用せば、世界を対手として戦ひ得る」「戦争は永久に継続す」などと過熱している全体の議論に、水をかけることにあつたのではないかと思われる。

そのことよりも注意をひくのは、永田がここで唐突に満蒙の問題にふれていることである。この日の議論では、対米戦争や対露戦争が問題になっており、その関連で「全支那を利用する」ことに言及されているが、満蒙についての発言は永田以外にはみられない。またそれ以前の木曜会の会合でも、記録に残っている限りでは満蒙について言及はない。木曜会で先のように満蒙領有が議論になるのは、この永田発言の二ヶ月後の会合なのである。ちなみに永田は、かねてから国家総力戦における資源確保の観点から、「我国として満蒙に向かふべき態度」を重視していた。

- (14) 佐藤元英『近代日本の外交と軍事』(吉川弘文館、2000年) 第2部第6章、参照。
- (15) 佐藤元英『昭和初期对中国政策の研究』(原書房、一九九二年) 77頁以下。芳井研一「『満蒙』鉄道問題の展開と田中内閣」(『人文科学研究』69輯、1987年) 32～33頁。
- (16) 『宇垣一成日記』第一巻(みすず書房、1968年) 781頁。
- (17) 「機密書類返納の件」『昭和六年軍事機密大日記』第三分冊、防衛省防衛図書館所蔵。
- (18) 稲葉正夫「史録・満州事変」『満州事変作戦経過の概要』(巖南堂書店、1972年) 54頁以下。船木『岡村寧次大将』229頁以下。
- (19) 『今村均政治談話録音速記録』42頁、国立国会図書館所蔵。
- (20) 『現代史資料』7巻(みすず書房、1964年) 161頁、169頁。なお、橋本の談話によれば、武藤章も欧米課員として作成メンバーの一人であったようである(森克己『満州事変の裏面史』、国書刊行会、1976年、240頁)。
- (21) 『上原勇作関係文書』(東京大学出版会、1976年) 656頁。
- (22) 參謀本部作戦課「満州事変機密作戦日誌」日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』別巻(朝日新聞社、1963年) 153頁。なお、これが後述の「満州問題解決方針の大綱」の内容ではなかったのかとの見方もあるが、そのあと、それとともに「本年春頃より此方針の下に先ず国論喚起に着手した」との記述があり、筆者はこの部分が「満州問題解決方針の大綱」をさすのではないかと考えている(注28参照)。
- (23) 筆者はそれが、満州問題の武力解決方針のみならず、それまでの陸軍の満州政策および、のちの建川・二宮らと関東軍・省部中堅層との意見の相違からして、満蒙領有案の部分ではなかったかと想像している。
- (24) 中野雅夫『橋本大佐の手記』(みすず書房、1963年) 85頁。
- (25) 船木『岡村寧次大将』230頁。
- (26) 防衛省防衛研究所所蔵。
- (27) 『今村均回顧録』(芙蓉書房、1993年) 188～9頁。『現代史資料』7巻164頁。
- なお、鈴木貞一は、戦後の回想で、満州事変前に永田軍事課長と谷正之外務省アジア局長らが、「満州問題解決に関する覚書」を作成しており、そこには武力の使用をふくめ「あらゆる手段をもってやる」旨が書かれていたと述べているが(『鈴木貞一氏談話速記録』上296頁、下302頁、306頁)、その覚書は現在までのところ確認できない。
- (28) この「大綱」の記述のうち、武力行使を一年後としている点については、先の二宮書簡の記述(注22参照)や、後述の「湖月」会合にかんする神田手記(注33参照)などから、二・三年後の記憶違いではないか、との意見がある。だが、片倉衷関東軍参謀の戦後談話では、当時永田は「明一年位考えて中央と一体で解決せよ」と述べたとされており(『片倉衷談話速記録』上、日本近代史料研究会、1962年、107頁)、また、この部分が実質的に「大綱」の枢要点であることから、それを記憶違いするとは、あまり考えられないように思われるがどうであろうか。
- (29) 稲葉「史録・満州事変」52頁、『片倉衷談話速記録』上、107頁。『鈴木貞一氏談話速記録』上、289頁。
- (30) 『太平洋戦争への道』資料編、101頁。ただ、石原は獨特の日米最終戦論を前提に、「満蒙は我人口問題解決地に適せず、資源亦大日本のためには十分ならざる」ものとの認識のもと、「支那本部の要都をも我領有下に置き……東亜の自給自活の道を確立」する必要があると考えていた(同86頁、99頁)。また、「満蒙を我手に入れてさへ居れば、自ら北支を制し、持久戦争の持続には何とか出来る見込みがある」との見解であった(『現代史資料』7巻203頁)。
- (31) 稲葉「史録・満州事変」79頁。花谷正「満州事変はこうして計画された」(『別冊知性』5号)42～44頁。森『満州事変の裏面史』359頁。ただし、板垣は八月の軍司令官会議後に九月実行を決めたとしているが(森『満州事変の裏面史』296頁)、これは最終的な決意を意味するのであろう。
- (32) 花谷「満州事変はこうして計画された」41～44頁。秦郁彦『現代史を縦走する』(グラフ社、1984年) 38～39頁。関寛治「満州事変前史」『太平洋戦争への道』第1巻425頁。
- (33) 船木『岡村寧次大将』231頁。
- (34) 神田正種「鴨緑江」『現代史資料』7巻465頁。森『満州事変の裏面史』305頁。
- この神田手記では、小磯・永田ら中央部の主流は、満州問題解決の目標を昭和10年頃に置き、それまでに準備をととのえる方針であったとされているが、この点については、注28参照。
- (35) 『片倉衷談話速記録』上、80頁。
- (36) 船木『岡村寧次大将』224～228頁。
- (37) 「小磯国昭手記」(極東国際軍事裁判関係資料・国際検事局文書番号2965、1946年3月19日)。芳井研一「三月事件と陸軍中堅幕僚層」(『人文科学研究』67輯、1985年) 57～58頁。なお、永田メモの内容とその検討について、小林道彦「三月事件再考」(『日本歴史』2007年10月号)、参照。
- (38) 『秘録永田鉄山』447～449頁。
- (39) 『立憲政友会史』7巻644頁。
- (40) 『時事新報』1931年9月12日。
- なお、9月15日には、杉山陸軍次官・二宮参謀次長・荒木教育総監本部長間の懇談で、洮南、鄭家屯、通遼、奉天兵工廠などの軍事占領をふくむ「中村事件今後の処理案」が議題になっている(『満州事変作戦指導関係綴』別冊其二、9頁以下。防衛省防衛研究所所蔵)。
- (41) 『今村均回顧録』187～188頁。
- 永田は陸軍省勤員課長時代にも、鈴木貞一に資源局要員となることを直接要請しているが、このときは断ら

れている。なお、そのさい永田は、自分の素志は中国大陸問題にあるとする鈴木に、資源局の仕事は中国大陸とは無関係ではないと説得している（『上原文書』234頁）。

- (42) 池田純久『日本の曲がり角』（千城出版、1968年）21頁。なお、前作戦課長鈴木重康は五課長会議から排除されていた。これらの課長会議が、単にポストの重要度によって構成されていたわけではなく、人脈その他何らかの基準での選択的意図が働いていたことがわかる。ちなみに、建川は第二（情報）部長時の五課長会議から第一（作戦）部長時の七課長会議へと委員長を続けて務めているが、五課長会議発足時の第一部長畠俊六は最初から関係していない。
- (43) 『今村均回顧録』188頁。
- (44) 森『満州事変の裏面史』323頁。
- (45) 『今村均政治談話録音速記録』42頁。『今村均回顧録』190頁。
- (46) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」113頁。以下、とくに断りのないかぎり陸軍中央の動きはこの作戦課の日誌による。ただし、重要なもののみ頁数を記す。
- (47) 同114頁。伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』（名古屋大学出版会、2005年）302頁以下。
- (48) 昭和6年9月19日在奉天総領事より幣原外務大臣宛（電報）「今時事件は軍部の計画的行動との判断について」『日本外交文書』満州事変1巻1冊6頁。
- (49) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」115～116頁。
- (50) 『満州事変作戦指導関係綴』別冊其二、34頁。
- (51) 『満州事変作戦指導関係綴』別冊其二、35頁以下。
- (52) この件については、奈良武次侍従武官長も「事実を奏上」するに止めるべきだとの意見であった（波多野澄雄・黒澤文貴ほか編『奈良武次侍従武官長日記・回顧録』3巻、柏書房、2000年、昭和6年9月22日）。
- (53) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」119頁。参謀本部「朝鮮軍司令官の独断出兵と中央部の之に対して執れる処置に就て」『現代史資料』7巻433頁。
- (54) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」120～1頁。なお、今村ら作戦課は、今回の朝鮮軍の越境は、緊急事態における独断専行であり、大権干犯ではない、との立場をとっていた。
- (55) 参謀本部「朝鮮軍司令官の独断出兵と中央部の之に対して執れる処置に就て」434頁。
- (56) 原田熊雄述『西園寺公と政局』2巻（岩波書店、1950年）64～5頁。
- (57) 参謀本部「朝鮮軍司令官の独断出兵と中央部の之に対して執れる処置に就て」434頁。
- (58) 若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史』（講談社文庫、1983年）336頁。
- (59) 船木『岡村寧次大将』234～235頁。
- (60) 甘粕は、よく知られているように、大杉栄殺害に関与した元陸軍将校であるが、この北満騒擾計画前に間島暴動計画を企てたとされている。その甘粕の暴動計画

案にたいし、永田が、さらに大規模にやるよう提案したという（関寛治「満州事変前夜」386頁）。これは、麦田平雄大日本航空大連支所長の談話による旨が注記されているが、具体的な談話内容が公表されておらず、確認できない。

- (61) 『今村均回顧録』189頁。作戦課「満州事変機密作戦日誌」152頁。片倉衷「満州事変機密政略日誌」『現代史資料』7巻187頁。『片倉衷氏談話速記録』上、130頁。
- (62) 島田俊彦「満州事変の展開」『太平洋戦争への道』2巻46頁。
- (63) 内閣の撤兵の意向は、後述する22日の国際連盟の通告とも関係していた。
- (64) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」130頁。
- (65) 石井勝美『満州事変』（中央公論社、1974年）79頁。
- (66) 片倉「満州事変機密政略日誌」184～189頁。
- (67) 片倉「満州事変機密政略日誌」198～199頁。
- ただ、石原はなお満蒙領有案を捨ててはいなかった。10月1日、東北四省を武力支配のもとにおき、満蒙総督府によって統治する「満蒙統治方案」を起草している（作戦課「満州事変機密作戦日誌」131～132頁）。なお、関東軍の国籍離脱方針について、永田は事前に知らされていなかつたようで、そのような方向には反対している（『西浦進氏談話筆記録』上、69頁）。
- (68) ちなみに、永田は、中国での「排日侮日」は、国民政府の「革命外交」によるものとの認識であった（「満州問題感懐の一端」『外交時報』1932年10月号340頁）。
- (69) 黄自進「満州事変と中国国民党」中村勝範編『満州事変の衝撃』（勁草書房、1996年）344～352頁。同「蒋介石と満州事変」『法学研究』75巻1号、2002年、379～382頁。
- (70) 緒方貞子『満州事変と政策の形成』（原書房、1966年）113～117頁。
- (71) 原田『西園寺公と政局』2巻84頁。
- (72) 北岡伸一「陸軍派閥対立（1931～35）の再検討」『昭和期の軍部』（山川出版社、1979年）55～56頁。
- (73) 原田『西園寺公と政局』2巻98頁。
- (74) 緒方『満州事変と政策の形成』173～177頁。
- (75) 『秘録永田鉄山』402頁。
- (76) 錦州攻撃は、作戦課日誌によれば、11月24日に参謀本部決定、12月5日に省部（陸軍省・参謀本部）間決定となっているが、その後でも、関東軍の動きについての幣原外相の疑惑にたいし、南陸相や金谷参謀総長は錦州攻撃を否定している（作戦課「満州事変機密作戦日誌」159頁）。
- なお、チチハルについては、黒河警備司令馬占山との戦闘経過のなかで、10月17日、参謀本部は関東軍が一時に占領することを承認したが、24日には撤兵を命じ、小数の守備隊のみを残して部隊は撤退した。この件について、16日、南陸相はチチハル占領を閣議に提起したが、幣原外相はじめ閣僚は一様に反対し、強行するなら辞職もやむをえないとの意向を示した。17日、

南は若槻首相を病床に訪ね、「其目的達成後は速に軍は後退せしむ」との条件で若槻の同意をえ、閣僚も了承した（『関東軍司令官隸下諸部隊の作戦行動に關し其一部を參謀總長に於て決定命令御委任の件記録』『現代史資料』7巻447頁）。ちなみに、この時今村作戦課長は、チチハル占領承認は陸軍中央の北満政策の大きな転換を意味すると判断していたが、永田ら軍事課はチチハル占領承認をそれほど重大視していなかったようである（同上）。これは、後述するように、永田らにとって北満進出は、そのタイミングの問題はともかくとして、当然のことであったからであろう。

(77) 『鈴木貞一氏談話速記録』上、312頁。鈴木や石原らは、北満においても中東鉄道などソ連の権益に手を触れなければ、ソ連の介入はないと考えていたようである（同313頁、『現代史資料』7巻203頁）。

(78) 『秘録永田鉄山』62頁。

(79) 片倉「満州事変機密政略日誌」231～232頁。

ちなみに、二宮次長、建川第一部長、今村軍事課長は、ともに陸大卒業後イギリスに駐在している（建川・今村は一時英領インド駐在）。なお、一夕会重要メンバーでは、永田、東条、石原、武藤らはドイツ駐在、岡村、板垣、磯谷、鈴木（貞）らは中国駐在、小畑はロシア駐在である。

(80) 『今村均回顧録』193～200頁。

(81) 船木『岡村寧次大将』237～239頁。

(82) 桜会および十月事件の詳細については、刈田徹『昭和初期政治・外交史研究』（人間の科学社、1978年）、参照。

(83) 木戸幸一『木戸幸一日記』上（東京大学出版会、1966年）148頁。

(84) 船木『岡村寧次大将』240頁。

(85) 原田『西園寺公と政局』2巻97頁、101頁。ただ、安達の配下であった中野正剛は、当時荒木貞夫や10月事件関係者とつながりがあったようである（伊藤隆『昭和期の政治・統』、山川出版社、1993年、360頁）。

(86) 作戦課「満州事変機密作戦日誌」163頁。なお、ロンドン海軍軍縮条約のさいにも、政友会の山本悌二郎や久原房之助、鈴木喜三郎らは、倒閣のため海軍を条約反対の方向に動かそうとして裏面から工作していた（『岡田啓介回顧録』、中公文庫、1987年、287～302頁）。

(87) 『今村均回顧録』206頁。

(88) 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』（みすず書房、1973年）567頁。

(89) 同上。

(90) 『鈴木貞一氏談話速記録』上308～9頁。同320頁も参照。

(91) 須山『小畑敏四郎』260～1頁。

(92) 船木『岡村寧次大将』242頁。

(93) この時、小磯に代わって柳川平助が陸軍次官に就いた。

ちなみに、この時の人事は単に一夕会系幕僚の進出を意味するだけではなかった。真崎・柳川は佐賀系、山

岡・山下・小畑は土佐系で佐賀閥と連携していた。荒木（東京）は真崎との親しい関係で佐賀系の人脈につながり、鈴木率道（広島）も小畑直系とみられていた。荒木・真崎を軸に佐賀・土佐両系で省部の主要ポストの多くを占めることとなったのである。彼らがいわゆる皇道派の中核を形成することとなる。また、陸軍省軍政中枢ラインの柳川陸軍次官、山岡軍務局長、山下軍事課長は、それまで軍政関係のポストにほとんど就いておらず、実務上的人事慣行を無視するものであった。これらのことが、のちに一夕会系幕僚の内部で彼らへの批判が生じてくる一要因となる。

(94) 『満州事変作戦指導關係綴』別冊其二、398頁。ただ、石原ら関東軍は、直截に「満蒙を独立国とし之を我保護の下に」置くとの方針であったが、中央省部案では、独立政権から「逐次一国家たるの形態を具有する如く誘導す」との姿勢であった。なお、岡村は戦後の回想で、自分たちは満州独立国家まで進むことには反対だった旨を述べている（中村菊男『昭和陸軍秘史』、番長書房、1968年、41頁）。だが、先にふれたように、木曜会で満蒙領有方針が確認されたさい岡村も出席し、それを前提に積極的に発言しており、この回想の評価には注意を要する。

また、南・金谷体制末期の12月4日、参謀本部第二部（橋本虎之助部長）は、『昭和六年秋末ニ於ケル情勢判断同対策』を作成している。第二部中核は、渡欧米課長、重藤支那課長、橋本ロシア班長、根本支那班長らの構成で、部長以外は年度当初と同じである。そのなかで満蒙問題について、「究極に於て領土的解決を必要とするも、……現時は……独立国家建設の前提として暫く独立新政権樹立を目指とする」としていた。当面は独立政権としながらも、第二部レベルではあるが、あらためて独立国家建設の方向をはっきり打ち出したといえよう。また、北満についても、そこに日本の「政治的勢力を扶植する」必要を指摘している。ちなみに、中国本土については、張学良政権および現国民党政権を覆滅し、中国に数個の政権を樹立させ、南方から北方にいたるほど日本色を濃厚にすべき、との方針であった（『現代史資料』7巻169～170頁）。

中国本土については、永田ら軍事課は、昭和7年1月25日付で、「対支那本部出兵に関する件」と題する文書を作成している。そこでは、「京津方面を除く支那本部への出兵は……務めて慎重にし……列国との協調をも考慮するを要す。……出兵の場合は……軍の行動は必ずしも消極なるを要せず、寧ろ積極的なるを可とする。……派兵が外形上の自然の途を辿りて全面的日支衝突に導かれるを得ば、支那膺懲の実を挙げ得て最も希望する所なるも、軍の行動には断じて無理押し無きを要す」としている（『荒木貞夫関係文書』、東京大学法学院近代日本法政史料センター所蔵）。

(95) 稲葉「史録・満州事変」150～2頁。ただ、犬養首相は、2月15日の上原勇作元帥への書簡では、「現在の趨勢を

以て独立国家の形式に進めば、必ず九国条約の正面衝突を喚起すべし。故に形式は政権の分立たるに止め、事実の上で我目的を達し度く専ら苦心致し居候」としている（篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導』、東京大学出版会、1965年、248頁）。

(96) 殖田俊吉「昭和デモクラシーの挫折」『自由』1960年10・11月号ほか。

(97) 森『満州事変の裏面史』373頁ほか。

(98) 『秘録永田鉄山』59頁。『鈴木貞一氏談話速記録』上296頁も参照。鈴木は当時軍事課員。

(99) 「根本博中将回想録」『軍事史学』第11号、1967年、86頁。

(100) 橋本欣五郎によれば、永田や岡村は満州での謀略に不賛成のようだったとのことであるが（森『満州事変の裏面史』243頁）、そのような永田らの態度は派手に動きまわっている橋本への牽制の意味もあったのではないかだろうか。なお、満州事変時の関東軍と陸軍中央との連携は、石原・板垣と永田・岡村らのラインが基本で、花谷と建川・橋本らのチャネルは二次的なものと思われる（同295頁）。ただし、満州事変後、永田と板垣には疎隔が生じていったようである。

(101) 船木『岡村寧次大将』236頁。田中隆吉は、満州事変の発端となった鉄道爆破が日本人によるものであることを、上海で岡村寧次から聞いた旨を証言している（『田中隆吉尋問調書』、大月書店、1994年、3頁）。岡村の上海滞在は、1932年3月から5月までである。

(102) 中村菊男『昭和陸軍秘史』（番長書房、1968年）196～198頁。

(103) 同じく永田のもとで軍事課員であった西浦進も、「やはり満州事変の一昧でしたからね、石原、永田というの。……とにかくいつかはやるということを永田さんも同意しているわけです。しかし、あの時期にやるかやらないかということは、かなり問題があったようですね」と回想している（『西浦進氏談話筆記録』上、日本近代史料研究会、1968年）。したがって一夕会は、統一的な指導と強固な統制のもとに組織的に行動する秘密結社型のグループというよりは、一定の目的のもと、ゆるやかな連携によるネットワーク型組織といえるようなものではなかったかと思われる。

なお、鈴木貞一は、戦後、「とにかく永田は、私も一緒になんだけれども、……蒋介石を相手にして満州問題を解決しようとしたのであり、あのような奇道を踏んだやり方で満州問題を解決しようとは毛頭考えていなかつた」（『秘録永田鉄山』57頁）としている。つまり、当時鈴木は、蒋介石の国民政府と「協力」しながら、満州問題を解決する。「国民政府との関係をよくしていく。そしてそれを相手に満州の問題を解決する」、したがってまた、「支那本土に絶対に手を出しちゃいかん」と考えていたという（『鈴木貞一氏談話速記録』上285～298頁。下284～308頁。『秘録永田鉄山』57～67頁）。また、対列強関係では、一貫してソ連の脅威を警戒しており、対米英協調の考えであった旨を述べている。

だが、当時の記録によれば、木曜会において鈴木は、「日本人が支那の中心となりて完全に之を利用せば、世界を対手として戦ひ得る觀察は同意なり。……日米戦争は必ずしも悲觀すべきにあらず。……単に共産主義が國家を毒するにあらず、米国主義、英國主義皆然り。……日本は露と協同するを要すとの結論に達せり。……一国が他の凡てを対手として戦はざるべからざるが如き戦争は考へ得ず」、などと発言している（「木曜会記事」『鈴木貞一氏談話速記録』下、369～374頁）。鈴木の証言は、きわめて貴重かつ重要なものであるが、戦後の政治的思想的磁場のなかでの発言であり、ことに自身にかかわる部分は資料評価に注意を要する。

なお、前述のように、満州事変前、永田は今村均を參謀本部作戦課長に就かせようとして動いている。作戦課長は、戦時においては最も枢要なポストの一つであるが、平時には、有事のためのプランニングが中心で一種の閑職状態におかれ、それほど重視されていなかつた（『西浦進氏談話筆記録』上、83頁）。永田はそこに意中の人物を据えようとしたのである。それほど遠くない将来に重要な作戦行動がおこなわれると考えていたからではないだろうか。

(104) 「根本博中将回想録」88頁。『今村均政治談話録音速記録』44頁。なお、後年1935年7・8月頃に、永田軍務局長から聴取した林銳十郎陸軍大臣のメモには、三月事件の頃の永田の動きについて、次のように記されている。「永田は、軍隊出動の場合の研究を命ぜられたることあり。……三月前、……国家改造に関する作業を呈出するものあり。之は軍事課として研究せるものなり。……五月頃宇垣大臣が止め南大将が交代す。当時軍部内閣を作る方法に就て意見を提出せることあり（合法的のもの）」（竹山護夫「昭和十年七月陸軍人事移動をめぐる政治抗争」『山梨大学教育学部研究報告』30号、1979年、61頁）。

(105) 矢次一夫『昭和人物秘録』（新紀元社、1954年）186～187頁。『西浦進氏談話筆記録』上、77頁。武藤章『比島から巣鴨へ』（実業之日本社、1952年）22頁。『秘録永田鉄山』82頁。宇垣との関係においてもまた、本文でふれたような両面があつたといえよう。

(106) 『木戸幸一日記』上165～6頁。原田日記では、「この際、できるだけいはゆる挙国一致が望ましい。しかもしも政党人が入閣する場合には、党籍を離脱してはいるやうにしてもらひたい」、となつてゐる（原田『西園寺公と政局』2巻286頁）。

(107) 「鈴木貞一日記」『史学雑誌』87編1号、1978年、94頁。

(108) 須崎慎一『二・二六事件』（吉川弘文館、2203年）61頁。

(109) 永田鉄山「満州問題感懐の一端」『外交時報』1932年10月号338頁。なお、この文章は、永田のそれまでのザハリッヒな文体からすると、かなりアナティックな表現になつておる、それが何によるのか関心をひかれるが、現在のところはつきりとしたことはいえない。

（受稿：2007年11月27日 受理：2007年12月26日）